

『文則』の翻刻（下・前半） 付録・鎌倉行遊記

国語科 篠崎 秀樹

昨年度の『紀要』に上巻と跋の翻刻をしたのに続けて、下巻の翻刻と補足を行う。時間の遣り繰りがあまりできず、下巻の前半（己・辛の章）のみの注記にとどまった。上巻の注記がいかにも簡略だったので補足訂正もしたかったができなかった。調べる作業を含めてもともと遅筆なほうだが、さらに遅くなったように思う。

『文則』の研究書は中国で出ているようであり、論文等は欧米にもあるらしいので、もっぱら辞書と手近の注釈書に頼っているこの文章の価値はあまりないかもしれない。その注釈書もごく限られたもので、逐一比較検討しているのでもないから、総体として翻刻の価値以上に出るものではないに違いない。その代わり、なるべく手間をかけて調べただけ、他の文献にないアイディアも案外見出させるかもしれない。上巻と同じく、調べながら見出だしたことをメモ書きで列挙しておく。（以下、引用文の訓点は筆者）

○ 徂徠が指摘したように、文則の指摘するのは主に字法・語法のレベルのものである。下の後半において文章論として取り上げるものが出てくるようにも見えるが、前半においては助辞の指摘が多い。例文は古代の文献から横断的に拾っているが、同じ出典から続けて引用することも多く、網羅性を主眼としたものではないように

見える。語法面で緊密につながるように例文を配列しているので、挙例によって説得し、必要な補足を加える形で各節をまとめている。

○ これを見て、現在の注釈書と比べると、読み方の違いに気付かされることがある。たとえば「焉」は終尾詞としてそこで文を区切るのが普通である。それがいくつも連続すると、文としてはうるさいようだ。ところが、例文を見ると並列表現のなかに盛んに現れる。現在の文章感覚ではつなげて読むほうがわかりやすい。宋代でも感覚的には同様であつたらしい。そうか、続けて読む場合もあるのか、と思つてその後を見ると、「蔵焉、修焉、息焉、游焉。」と出てくる。さらに「蹠蹠焉、踟蹠焉。」である。これらはどれも動詞であるから、蔵焉の焉を然のように副詞的用法を表す助字の類と見て流すことはできなくなる。ちなみに手元の有朋堂文庫を見ると、「君子の學に於ける、蔵燕（誤植一注）、修焉、息焉、游焉たり。」と訓読している。ここはやはり「蔵し、修め、息ひ（息み）、遊ぶ。」でなくてはならない。また一歩進めて「息」はイキであり、呼吸するように自己と対象を一体化する、というような解釈がネット上で通行しているが、息をするではなく一息入れる、憩い休む意が自然だろう。文の解析からすれば、なるほどそう読めるのである。詩経が古代歌謡の詞華集であることを示すのに、助辞の前で脚韻を踏む例を挙げている。「也・矣・息・兮・之・止・只・且」等の助辞の前で確かに押韻している例を見ると、なるほど歌謡であると納得する。これはどうに詩経の知識になつていよう。

○『礼記』の句がよく鍊られたものであることを示すのに、『孔子家語』と比較した一節がある。「夫子爲^レマテ^二弗^レ聞也者^一而過^レ之^レ」〔礼記・檀弓下〕、「夫子爲^レ之^レ隱^シ伴^テ不^レマテ^レ聞以過^レ之^レ」〔孔子家語・屈節解〕これなどを見ると、たとえば次の文などが先秦古代の簡潔と格調を意識したものであると改めて思わずにいられない。

或曰太兵衛は白州に引き据ゑられた。役人は突然声高く「石盗人都甲太兵衛、最早お構いなし、起て」と宣言した。太兵衛は聞かざるもの如くであった。暫くしてから役人は改めて宣言した。「都甲太兵衛、石盗人の御疑がはれた、起て」と云つたのである。其時太兵衛は徐に身を起して、白州を下つた。縄取は遠て附いて下がつた。(森鷗外『都甲太兵衛』 大6―)

『礼記』檀弓篇の簡古な文体を『文則』の作者陳騷は好んだ。「短句之法」に挙げるわずか二三字の文例を見ると、三島由紀夫が『文章読本』でこれも鷗外の『寒山拾得』から「水が来た。」の一文を引いて賛辞を惜しまなかつた有名な話が思い出される。

この「水が来た」という一句は、全く漢文と同じ手法で「水来ル」というような表現と同じことである。しかし、鷗外の文章のほんとうの味はこういうところにあるので、これが一般の時代物作家であると、間が少女に命じて汲みだての水を鉢に入れてこいと命ずる。その水がくるところで、決して「水が来た」とは書かない。まして文学的素人には、こういう文章は決して書けない。「水が来た。」は明らかに漢文由来の措辞であろう。そして標準は先秦の簡古素樸を宗とする古文なのである。

○江北高校にもある『礼記注疏』(漢・鄭玄注、唐・孔穎達疏)の汲古閣本(明・崇禎12年原刊 63巻30冊)は流布本のほとんどが後印(増刷)・後修

(改版)本だという。それら版本の一つが紀州家南葵文庫蔵本として東大に移管されており、もと根本遜志(字伯修・号武夷)の校讐本だったのを島田長礼(篁村)が明治期に入手したとある。篁村の子均一による卷末の識語に、「此書校勘精博、頗有^二鑿識^一。然不知^レ其出^二何人^一。後季弟翰推^三(この字潰れて画像では判読できず。一注)中庸篇卷末有^二根遜志之跋^一。始知爲^二遜志之校本^一。僚友山井君幹六藏^二其遠祖山君彝所^レ校萬曆版十三經正義^一。其禮記中庸篇卷首有^二君彝手記年月^一、遜志所^レ謂享保庚子秋九月廿四日相合。云々とあり(一)、これに続けて該書は君彝(崑崙)の校本に往々遜志の手校があり、その筆蹟が全く同一なので遜志の校本であることは疑いないと記している。山井幹六(名重章・字善甫・号清溪・通称幹六)は断絶していた山井家を松崎慊堂が継がせた山井介堂(名璞・字璞輔)の養嗣子である(二)。島田均一とは第一高等学校の同僚だった。璞輔の校語も見えるという崑崙手沢本『十三經注疏』は閩版(嘉靖本)で、現在京大文学部人文科学研究所蔵である。これにも「南葵文庫」の印記があるという。箱入りで、昭和九年狩野直喜による箱書きがあり、璞堂校合の「後の流伝は必ずしも明らかでない。」(三)とされるが、狩野自身の記すところでは、西條侯の裔孫松平子爵家から購入したものという(四)。山井幹六の所有していた万曆版の崑崙手沢本は閩版と同じく参照本の一つだろうか。

享保庚子(五年)一七二〇)九月、三十歳前後の崑崙は十歳近く年下の親友伯修と足利学校を訪れ、上杉憲実が寄附した宋本五經

正義のうち礼記卷31中庸篇を校讐した。この時の滞在は短く、翌年三月には江戸青山の「白蓮精舎」(浄土宗関係の寺か)にいたことが『左伝』卷七の「識語」に見えるという(5)。崑崙は足利に宋板本があることを知り、享保七年(一七二二)八月再び伯修と足利に赴き、九年三月頃まで足掛け三年(実質一年半余り)滞在して諸本の校勘を行った。前記校本の書き込みによれば(6)、壬寅(七年)冬に伯修が『礼記注疏』を再校している時、崑崙は一緒に足利にいたことになる。その年の冬には崑崙は江戸で『經典釈文』の校勘に従い(7)、やがて藩侯の命令によって病軀を押しして『考文』の清書に従い、徂徠の「序」(享保一一年(一七二六)正月)(8)を冠して写本を西條侯松平頼渡に上呈したようである。

○ 徂徠の序から『考文』についていくつかの問題を拾うことができる。序の後半が崑崙・武夷に関係した叙述なので以下に後半の全部を引用する。

上毛之野ニ、有リ野參議(小野篁一注)ノ遺址一。乃チ数百年弦誦(学習一注)之地ナリ焉。紀人神生(崑崙はもと大神氏一注)、夙ニ有リ二好ム古ヲ癖、偕ニ州人根遜志ナル者ト往キテ探リ之ヲ、獲ニ宋本ノ五經正義ヲ。文具ルコト如クニシテ、弇州(王世貞一注)之言一、而較フルニ之ヲ明ノ諸本ニ、其ノ所ニ缺失スル、皆有リ之、紙繆悉得。又獲テ七經孟子古本、及ヒ論語皇疏一、校スルニ之ヲ、其ノ經・註・頗ル有リ異同一。而シテ古時ノ跋署可シ、微ス。亦唐以前王・段・吉備(王仁、段楊爾、吉備真備一注)諸氏ノ所ニ齋シ来一、存シテ于此一而亡

ブルニ于彼ニ也。生喜フコト如ク二拱璧(大宝を得る一注)一、遂ニ留ルコト三年。罄シテ其ノ蔵ヲ一以テ歸ル。因リテ二積勲(積年の困苦一注)ニ得レ疾ヲ。紀藩羽林將公、聞キテ而俾ム三録シテ上ラニ其ノ所一校スル。生疾更ニ甚ダシキニ、胆勉從ヒ事ニ、呻吟交發シ、不レ能レ辨ズル。其ノ為ルカフニ、何ノ声一、顛沛以テシレ之ヲ、期年(滿一年一注)ニシテ而成ル。疾モ亦尋イデ差。凡ソ三十有三卷、題シテ曰フニ七經孟子考文ト。問フニ序于茂卿ニ。茂卿既ニ悲シミ、仲尼之心ヲ、而シテ嘉スル。下生之善ク体シニ其心ヲ一誓ヒテ死ヲ弗輟メ、卒ニ能ク讀ムルヲ(禮は綜べ集める意。彝鼎に呼応させたか。一注)中功斯文ニ也。又幸トスル。下諸夏(中国の諸國一注)之所シテ、逸スル、而独リ歸ニ然トシテ(高く聳えて一注)乎吾邦ニ、靈祇ノ所衛ル、千載若ク新タルガ、以テ授ケニ之ヲ生ニ、而寵中錫スルヲ(恵与する一注)海内ニ也。嗚呼、國家文明之化、与リテ有レ光哉。為ルニ之ガ叙ヲ一。生名ハ鼎、字君彝、先チ是ニ自レ紀齋シ、輝ヲ(束脩を取めたことか一注)、跋ニ涉シテ千里ヲ、来ルニ吾塾中ニ。道既通ジ(孟子が五經に通じていたことを謂った語を運用する一注)、以テニ文学(儒者一注)ヲ一穀(スト)俸禄を受ける一注)ニ于將公幕ニ云フ。

足利学校が小野篁の創設に成るとしたのは「鎌倉大草紙」(「群書類從」、『日本歴史文庫』等所収)の記載(9)以降、江戸時代の俗説になっていたという。恐らく參議であつた篁を「野相公」と呼ぶことから「野之国学」と混同したものらしい。徂徠が探索に行かせたことは序に記載がなく、「州人」根本遜志と崑崙が出かけたとある。評伝では二人が初めて足利を訪れたのが享保五年、根本武夷が護門

に入ったのは享保二年ということになっている。しかし、享保一年正月の日付を持つ「序」において「州人根遜志者」とあるのは不可解な表現である。とりわけ、崑崙についてはその校訂の労苦を縷々語つたうえ、「道既通」と孟子に準えて賛辞を惜しまないのと対照的に、崑崙と前後して徂徠に入門したはずの伯修に対する称呼としては奇怪とも言える。第一回の訪問が短期間であるとすれば、「七経孟子古本」「論語集解」(皇侃義疏)を見たのは享保七年(一七二二)の第二回訪問の際であろう。伯修が『論語集解義疏』を刊行したのは寛延三年(一七五〇)のことである。校勘の基礎作業は崑崙と同時期であるのに、『考文』清書中に「再校」を行い、さらに二十年以上経つてようやく刊行の運びになったわけである。徂徠はすでに亡く、服部南郭の序をつけて刊行された。また、『考文』は「二十三卷」あつたというが、現在刊行されている『考文補遺』は一九九卷三二冊である。

次に、「紀藩羽林将公」を紀州藩主徳川宗直とするか、支藩の西條藩主松平頼渡とするか、先行論文に議論があるが、近衛の大納言に相当する「羽林将公」に該当するのは宗直ということになる。ただし、「序」の後半には「将公之幕」に崑崙があつたことを伝えており、『考文』は崑崙の主公である頼渡に献じられた。

声が別人のように変わったというのは声帯の異変を伴つたということか。崑崙の死因は肺癌とも肺結核ともいわれるが、後者であるとすれば、最期を看取つた妻子が年を逐つて亡くなったのも同じ病因であつたかもしれない。

最後に見るべきは、崑崙が古本に触れた喜びを語つたくだりである。「夙有好古癖」と云われた崑崙はこの時、「生喜如拱璧」であつた。「拱璧」とはひと抱えもある大きな璧玉の謂で、七珍万宝に触れた浦嶋のごとき崑崙の像を、全体に大仰な行文ではあるがまぢがいなく徂徠は伝えていられると思われる。

○もと徂徠の関与があるかといわれるが、享保一三年(一七二八)、徂徠とほぼ同時に崑崙が没した後、老中松平左近将監(初代佐倉藩主松平乗邑)の命で、頼渡は『七経孟子考文』一部を幕府に献上する(『懐堂日曆』文政八(一八二五)・七・八の条)。徂徠の弟で幕府講官である北溪(名玄覽後観、字叔達、通称惣七郎)らが校訂を命ぜられ、北溪は護門の石川之清(字叔潭、号大凡)、三浦義質(字子彬、号竹溪)、木村晟(字得信、号梅軒)、宇佐美瀧水(⑧)らと再校訂を行い、室鳩巢の指導・助力も得ながら年末には校合を終え、翌年浄書献上した。そして刊行費見積り五百二十両余(実際の刊行費は四三七両余)の半金については大岡越前守忠相を通して若年寄本多伊予守忠統(号猗蘭)⑨に申請して公儀の出資とし、享保一六年(一七三三)京都において初めて「西條掌書記山井鼎謹輯」の『攷文』並びに校訂者による『補遺』を刻本として刊行した。一部三二冊、代価銀四五匁(金約三分)として売本一一〇部を刷つた。元亨利貞の四帙、各八冊、一五四〇丁、うち第四冊には山井の『尚書古文考』を付す(⑩)。

同年、將軍吉宗は上京してきた日光准后(輪王寺宮公寛法親王)を饗応するに際し、当時學術の標準的文獻である「五経三史文選」(松崎懐堂)に関連して文選と『補遺』を引出物とした。そして朱子

も見なかつた古注本を海彼に知らしめようと(『明君徳光録』)、翌年以降数年の間に¹¹⁾長崎奉行に命じ、清国貿易商に購わせた。吉宗はまた清人の嗤笑を避けるため、『観鷺百譚』の著者でもあり能筆で知られた晩年の細井広沢¹²⁾に箱書を書かせたという。そういう次第で、本書は翌年以降中国に渡った。

○中国に渡った『七経孟子攷文並補遺』が乾隆帝の『四庫全書』に収められるまでの経緯は狩野直喜の文¹³⁾に詳しい。以下に、骨子を孫引きし、若干の補足を付け加える。

享保一六年(一七三一)、太宰春台は『重刻古文孝経(古文孝経孔子伝)』を刊行し、翌年以降、執政沼田侯(黒田直邦か。沼田藩主になったのは翌年。老中¹⁴⁾)に頼つて長崎奉行を通じて中国に送った(大鹽良¹⁵⁾『覆刻知不足齋叢書古文孝経』跋¹⁶⁾天明一(一七八二)。この時すでに山井の書は唐土に伝わっていたという(山縣周南『校正外台秘要方序』(『周南文集』巻6)。享保一九年(一七三四)には¹⁷⁾、日本に南宗画をもたらした清の貿易商伊孚九(孚仇・椋鳩)が太宰春台の『古文孝経』校本と『補遺』各五六部を購い帰った(大鹽前掲文)。

乾隆二六年(一七六一)、後に『二十四史』の校訂に携わった杭世駿(字大宗・号董浦)はこれもやがて『四庫全書』の総纂官であり『四庫全書総目提要』の編者となる紀昀(『閔微草堂筆記』著者の同学翟灝を伴い、南屏詩社の友であつた杭州の蔵書家汪啓淑(字慎儀・号秀峯)の文庫である飛鴻堂を訪ねた。翟灝はそこに蔵する『補遺』によつて中国で佚書となつていた『論語集解義疏』(魏何晏注・梁皇侃疏)が日本にあることを知り、後に貿易商で学者の汪鵬(字翼滄

〔翼蒼〕号竹里山人)が同書を購うこととなる(翟灝『四書考異総考』32)。また翟灝は乾隆三四年(一七六九)、『四書考異総考』を作成する際、『補遺』を参照した。

乾隆三八年(一七七三)、乾隆帝が四庫全書館¹⁴⁾を開いた時、汪啓淑は蔵書六百余种を奉つたが、その中に『補遺』があつた(『四庫全書総目提要』巻33解題)。同じ時にやはり蔵書六百余种を奉呈した杭州の蔵書家鮑廷博(字以文・号涑飲)は父思詡以来の私文庫である知不足齋の拡充に努めていたが、宋史日本国伝に載せる孝経鄭注を入手すべく懇意の前記汪鵬に依頼した。汪鵬は鄭注の代わりに太宰の『古文孝経』と『補遺』を入手した(汪鵬『日本碎語』、『梁玉繩』警記¹⁵⁾七小序附録)。汪鵬は都合三度長崎に寄り、やがて根本伯修の『論語義疏』をも持ち帰つた。長崎では『四庫全書』編纂の事を説き、日本の学者にもその採集目録を挙げて搜索の依頼をしたことが見える(乾隆三九(一七七四)年の記事。平沢旭山『瓊浦偶筆』、木村兼葭堂『翻刻清版古文孝経序跋引』)。乾隆帝による賞賜を記念して鮑が知不足齋叢書を刊行した時、その中に『古文孝経』『論語集解義疏』が収められた¹⁵⁾が、同時に『補遺』も入手した。

その後も王鳴盛『日本尚文』(『十七史商榷』巻92)は三書の価値を讃え、後に『尚書後案』を作る際の参考書に『補遺』を掲げるなどの評価を示し、呉騫(字槎客・号愚谷)は鮑から借覧した『論語義疏』『補遺』二書を参照して、『義疏参訂』を作るなどのことがあつた。伯修の『論語集解義疏』が注目され校訂の重要な参考書としたのはたのは、これが初めてではなかつただらうか。(『拝経楼蔵書題跋

記『愚谷文存』)

紀昀の『闕微草堂筆記』(二〇一三出題)と同じくセンター試験(二〇一六)に出題された『抱經堂文集』の著者で「抱經堂叢書」を編んだ考証学者の盧文弨(字召弓(紹弓)・号紫齋)の文庫抱經樓もまた杭州にあったが、乾隆四四年(一七七九)、盧は鮑廷博から『補遺』を見せられ¹⁶⁾、經書の校勘について志を新にした。「余有^レ志、欲^レ校^二經書之^一誤」。蓋三^二十年於茲^一矣。乾隆己亥、友人示^二余日本國^一人山井鼎所^レ爲七經孟子孝文一書^一。歎^三彼海外小邦、猶有^二能讀^レ書者^一。」「抱經堂文集」卷7)盧は又『補遺』の題辞をも著した(同)。その中で、浦鏗(字金堂・号声之)の『十三經注疏正字』(刊年未詳)と併せて『補遺』を参照すべき文献として認定した。

乾隆六〇年(一七九五)、山東に続けて浙江学政として赴任した阮元は途中揚州の江春(字頤長・号鶴亭)という塩商の文庫である随月読書樓を訪ね、曾て北京にいたころ写本で見た『補遺』の版本二百巻を見、さつそく杭州(の琅嬛仙館)に携えて校閲したところ、伝来の經書との異同が頗る多いことに気づいた(阮元『七經孟子攷文並補遺』序)。この後、まもなく阮は『經籍纂詁』一一六巻を編むことになる。そしてさらに『補遺』に校訂を加え、嘉慶二年(一七九七)に『七經孟子攷文並補遺』二百巻一儀徵阮氏小琅嬛遷(仙館刊本)として復刻した¹⁷⁾。その序で「山井鼎等惟能詳^二紀^一同異^一、敢^レ決擇^一。是非皆爲^二才力所^一限。然積^レ勤三年、成^レ疾幾死。有^レ功^二聖經^一亦可^レ嘉矣。」として、同異を詳紀するのみで校定に及ばないのは才力に限りがあるためだとした上で、病を押して校

讐に努めた功績を称している。嘉慶二年(一八一六)、阮元は『十三經注疏校勘記』四一六巻を撰集・刊行した¹⁸⁾。この時、引用書目には太宰の『古文孝經』も根本の『論語集解義疏』もあった。

要するに、一八世紀中頃以降、乾嘉の学として盛んになった考証学の動きの中で、崑崙の地道な校勘作業が再認識され、今日なお然るごとく海外における名声が日本における崑崙の再認識を促したのである。「西條侯によつて山井家の復興されたのは、勿論それから又数十年も過ぎた後の事である。」⁽⁴⁾と狩野は皮肉な筆致で述べている。崑崙の仕事がいかに早い時期のものであったかを、狩野の文でまとめる⁽⁴⁾。

一體山井の書の出來た享保十一年は清朝雍正四年である。清朝の初、顧炎武、閻若璩等が出て、考證の學風を創めたが、まだ其時代の人は全く明儒の習を脱することが出來なんだ。殊に校勘の方面にかけては、それは考證の一部分として、多少指を染めた人がないではないが、誠に貧弱なもので、其參考とするものは、開成石經位が關の山であつた。それで、雍正から乾隆の初年にかけて、考證の方は、段々精密となつて、純粹な漢學者が出來たけれど、其基礎ともいふべき校勘學に於いては、勿論それ計りに没頭した専門家もなく、又大した校勘の著書もなかつた。それは乾隆の勅版たる、十三經注疏に附載する齊召南等の校證を見ても分るが是時に當つて、山井の書が我國に出で、彼學界に影響を與へた事は、實に明君德行録の記者が言つた通り「また上もなき東方の譽」でなければならぬ。

○「乾隆の初、江蘇・浙江は、流石人文の淵藪と稱せられし所あつて、藏書家も極めて多かつた。」⁽⁴⁾とあるが、この地域における膨大な富と書籍の蓄積が考証学の背景にはあつた。『七經孟子攷

『文』が大陸で辿った足跡を尋ねると、個人文庫の集中の度合とその蔵書の富贍に驚かされる。同時期の日本(享保・明和・安永・天明)でも、そのミニチュア版として学者・文人のサークルがあつたことは、前に皆川淇園の『文訣』に関連して管見の中に入っていた。「『考文補遺』は、以上のごとく中国の学界が、乾隆、嘉慶の考証学全盛期を迎えんとしていた時に、時宜を得て輸出され、考証学の発展に一そう拍車をかけることになったのである。吉宗の好學と清朝考証学とが啐啄同時、日中文化交流史上、一つのエポックを画することになったのである。」(『山井崑崙・山泉周南』P.88)というが、日本国内の文運隆昌の動きとも同期していたといえる(5)。

○『考文』に、崑崙は宋板の重要性を説く。崇禎本『十三經注疏』(汲古閣版)を底本としながら、同じ明の正徳本・嘉靖本(閩版)・万曆本を参照し、足利学校の博士家所伝古写本、宋板『五經正義』を底本と校合した。「正誤」「謹按」とある校訂も率ね古本・宋板に基いて行っているという(6)。「考文」卷13「礼記 曲礼上第一」の「謹按」(注5論文所引)には、注目すべき一文が見える。宋板・正徳版の標題の書き方に触れ、「此等細碎之事諄諄詳言者、臣慕古之念一勝而不顧其煩、以冀異日有復古之人、彼此斟酌復其舊、以洗俗本之妄作上爾。」としているのがそれだ。『鎌倉行記』にうかがえる崑崙の「好古癖」(徂徠『考文』序)を彷彿とさせる件りである。太宰春台が崑崙について、「善六が今まで居たらば、餘程六ヶしき學者になりたらん。」(『護國雜話』)と回顧したという。宇佐美瀧水にはまた「社中にて懼るゝ者なし。崑崙が

生存せば懼るべき者なり。」(『雜著』)とも語つたそうである(8)。徂徠の經学と比べて古書籍の復元に限定され、その視野は限られていたとする指摘(9)もあるが、『考文』の作業において宋板の重要性を評価していた崑崙が、陳騭の『文則』所引の經文の校訂に興味を持つたこと、及び經文の読解・校定において『文則』の指摘する語法・句法を参考になると考えた可能性を想像してもそれほどこじつけにはならないと思う。さらにいえば、徂徠の依頼した『二弁』『論語徴』『大学解』『中庸解』の校訂をも引き受けたのも、こうした関心と無縁ではないだろう。

○ウィキペディア(Wikipedia)の「wiki」とは速やかに書き換えることができるという意味であるらしいが、「山井崑崙」の項に崑崙が旅行好きで「温泉紀行(箱根紀行)」の著がある、と記載されているのは書き換えが必要かもしれない。現時点でそのような著の存在は確認されていない。評伝に挙げる著書(注釈書)は『考文』以外には『鎌倉紀行』があるのみである。どこかの論文に、崑崙以外の連中が箱根まで足を伸ばしたとしてあつたが、その誤伝か。ただし、『考文』卷第十一に『尚書』注疏二十卷に先立ち一巻を割り当てて崑崙の著した『尚書古文考』は、独立した書物として中国で刊行されている(10)。これは「著書」として注目されてよい。

李調元の序を引く。「余家有日本山井鼎講官物觀所著七經孟子考文寫本。中有尚書古文考一册。大抵採之金石隸篆各書有關于尚書者、纂而集之、分篇摘錄、並註今文于下。誠異本也。余復據各書、互相校訂、庶以補

「各字書之」備云。羅江李調元「講官物觀は幕府儒官北溪荻生觀を指す。『古文考』巻頭に北溪は足利學校所蔵の古文尚書三本の經文の「字體太奇」であることをいい（凡例も同じ）、字形の不明なものを韻書等で確認することが十分にできなかったことを述べている。『考文』は中国国内で筆写された写本を所蔵する者が多かつたようである。「誠に異本なり。」とあるように、『四庫全書』所収の『古文考』には（編者か）巻末に識語を付し、ここに考証した足利文庫本の文字が「蓋以「僻處」不文之徒展轉書寫而大失其真」者、不勝「惜哉。」としながらも、古代の「科斗」文字のように、書家のいう漢隸・晋隸・隸書（唐隸）が「書法」の違いだけでなく「字形」の違いでもあつたことを証する貴重な文献であることを指摘する。終始字形の詮索であり、崑崙その人について何かを知る手掛かりはあるいは草稿本にしか無いかもしれないが、この奇文字の整理のために自らを督励し続けた意気込みを想うべきであらう。

○ 『慊堂先生遺墨』（山下重房 明22・30、『日本儒林叢書』正編「史伝書巻部」巻3（東洋図書刊行会 昭2・4所収）によると、天保一三年（一八四二）、七二歳の松崎慊堂は永年の図書校讐の功績を賞され、將軍家慶に目見えを許され幕府儒員（文学）となり、同時に大學頭林檉宇（述齋男）を通して「經史古本亡」於彼「而存」於我「者十餘種」（安井衡「号息軒」「跋」を官板として、十万石以上の大名に分担出費させて編輯発行するという企画に参与した。この「古今之大盛事」（以下、「遺墨」本文からの引用は一々断らない。）に際会した七二歳の慊堂は

「衰老之身」を奮い起こして「後學にも申傳度と存 候書目を相認」、林大學頭に上呈した。その校讐と普及によつて『考文』を上回る「御國之光華」たらんとしたのである。そのため「數十年來心掛罷在、今も門人を足利學校に遣置、考文之疎脱之處など再校いたさせ置候」とも言っている。残念なことこの企画は実現しなかつたが、慊堂がこれにかけた期待は極めて大きかつた。

日本での漢学の標準は「大槩五經・三史・文選」と決まっていた。五經とは漢書藝文志以来、「易・書・詩・三禮・春秋三傳」論語・孝經・爾雅・小學類まで相付して、五經と申」というのがその内容で、この五までを「九經」、すべて数えて「十三經」と言つても同じだつた。この標準は中国では唐太宗（李世民）勅撰の『五經正義』までは変わらなかつた。ところが、明成祖（永樂帝朱棣）勅撰『五經大全』になると、「春秋左傳を改めて、春秋胡傳を用ひ、漢唐之註疏を捨て、詩朱傳・書蔡傳・禮記陳氏集説と定り候」ことになつた。この間の消息を慊堂の門人であり、「遺墨」を出版した息軒安井衡の説明に従えば、紫陽（朱熹）の学以来、先ず注疏を読み、これを理義に求めて解釈する傾向が一般化し、小学などは門人・小子のためのものとして顧みず、

やがて『十三經』を校刻するが、どれも粗漏を免れず、阮元の『校勘記』もまた『考文』を大いに参照しながら、宋板の古本注疏を見得ないために往々見当違いの疑義を述べていると評価する。

享保中西條侯之儒者山井善六、足利學校之宋板本を以校正、七經孟子

考文を作り、始而五經之正義も可讀之書に相成り候を、清朝へ渡候以後六十年にして、阮元此を珍賞し、彼間(中国一注)四庫總目提要にも格別に貴重して、阮氏十三經校勘記は全く此書之餘庇(御陰一注)より出來たる事、誠に皇朝之光輝を發し候事に御座候得ども、校勘記にも時々此書に滿ぬ事を申出するは、此五經正義を目睹より起る事に候。

このように評価した上で、慊堂は今度の企てについて南宋末に成る『十三經注疏』(十行本)以降、明代に補刻された正徳本・嘉靖本(閱版)・万曆本以下の修改本は「紕繆誤脱極多く不可讀。」であるから、わが国に伝存する南宋

○ 今回、『七經孟子攷文補遺』が辿つた幸運な経路を追尋するため、資料の多くを狩野直喜『支那學文叢』(4)に仰いだ。書き連ねたついでに、驥尾に付して同論文の末尾に載せる「學者論」を孫引きさせていただく。

古昔より我國の學者には二種類がある。一は外國の學問の影響を受けて、之を取次ぎ紹介する人である。支那の文化を受けた奈良又は王朝時代には我國の學問は純然たる唐風であり、鎌倉時代には宋元・徳川時代には明清といふやうに、支那に於ける其時代の學問が順次に我を風靡し、我國の學者は、徒らに之を真似るに過ぎない。然るに我山井鼎は、何等支那から學問上の影響を受けず、全く自發的に、此大著をなして、それが却つて、彼學界に大なる刺激と影響とを與へたのは、實に偉いと言はなければならぬ。今一つは我國の學者には、往々其學問が我國内に於いて意味があり、我國の或時代に限つて意味があれども、國を離れ時を踰えては意味のないものがある。斷つて置くが、自分は何も國內の學問が悪いとは言はぬ。其國に益あり其時に切なる學問も誠に結構であるが、自分が茲に言ふは學問の

中には普遍的の性質を有するものもなくはならぬといふので、學問として見れば輕重をつくべきでないといふのである。昔徳川時代に藩札學問といふ言葉があつた。藩札即ち藩の紙幣は其藩の中には通用するが、境外に出ると全く一片の紙に過ぎぬ。學問に國境なしといふ言葉と、反對の意味である。山井の書は、獨り我國士子の經籍を讀むものに便にしたのではない。苟も經籍を讀まんとするものは、其何如なる國の人でも之に由らざるを得ぬ。従つて其書の價値は國の内外によつて變るものでない。現今注疏を讀む人は、多く阮氏の校勘記により、必ずしも山井の書を一々參酌はせぬ。併し校勘記の大部が、山井の書に負ふ所ありとすれば、注疏を讀む學徒は、何處の人でも今日に至るまで、間接に山井の御蔭を受けて居ると言はなければならぬ。山井は實に我國學者の通性をもたぬ少数者中の一人であつた。

○ 山井崑崙の作品として伝えられるものは、『攷文』(『尚書古文考』を含む)『鎌倉行記』と詩一篇、それに木村晟の浄書した『文則』校注があるばかりといつてもよい。その横顔を伝えるものもまた少いが、鎌倉・江島周遊の旅に同行した安藤東野『遊湘紀事』、および太宰春台『湘中紀行』を併せ讀むことで若干の補足ができる。本文の注釈が進まなかつた埋め合わせのようだが、この儒者たちの短い遊歩の記事を比較しながら、崑崙の側面觀を付け足しておきたい²⁶⁾。ただし、二家それぞれのバイアスがかかつた記述も多いから、全体としてその人と為りを推知する資料としていただきたい。なお、分量が若干あるが、幸いにも紙数に余裕がありそうなので、付録の形で今回付け足すことにした。これにより、従来断片的に引用されてきた言行を一覽できる便宜が出て来るはずである。無

駄と思われる行程の記述も多いかもしれないが、三者の残した記録を継ぎ接ぎしながら江戸中期、一八世紀初めの東海道行遊の有様を眺めてみる興味も捨て難いものがある。

注記

- (1)「東京大学総合図書館の漢籍とその旧蔵者たち」「礼記注疏」(<http://www-old.lib.u-tokyo.ac.jp/tenjikai/tenjikai95/K09.html>)に掲出の画像から判読した。
- (2)次掲の狩野の文^{注4}によると、山井崑崙の伝記として基本資料である本城問亭による行略「漢学」明44・2、『問亭遺文』巻5所収は、もと山井幹六からの聞き書きであるといふ。
- (3)古勝隆一「人文研の『たからもの』一 閩版十三経注疏」(<http://oldwww.zinbun.kyoto-u.ac.jp/shoho/sh47/takara.html>)
- (4)狩野直喜「山井鼎と七経孟子考文補遺」(『内藤博士遷居祝賀支那学論叢』弘文堂書房 大正15)、のち狩野直喜『支那学文叢』(弘文堂書房 昭2・3・1所収)
- (5)末木恭彦『徂徠と崑崙』(春風社 平28・24)。
- (6)『荻生徂徠』(日本思想大系36 岩波書店 昭48・4・10)前掲の阮元による『考文』序に崑崙が校勘の業によつてほとんど死にかけたところある記述は、徂徠の序の記述を承けたものと思われる。『徂徠集』(影印江戸時代刊本 ペリカン社 昭60)にも収録。
- (7)「此足利の學校は、上代承和六年(八三九年一注)に、小野篁、上野の國司たりし時建立の所、同九年(八四二年一注)、篁陸奥守になりて下向の時、此所に學所を建てける由、其舊跡今に残りけるを、應仁元年(一四六七年一注)、長尾景人が沙汰として、政所より今の所に移し建立しける。近代の開山は、快元と申す禪僧なり。今度安房守(上杉憲実一注)、公方御名字がけの地なればとて、學領を寄進して、彌書籍を納め、學徒を憐愍す。されば此頃諸國大に亂れ、學道も絶えたりしかば、此所日本一所の學校となる。是れより猶以て、上杉安房守憲實を、諸國の人も譽めざるはなし。西國北國よりも、學徒悉く集る。」(鎌倉大草紙「下、日本歴史文庫8 集文館 明45・1」)
- (8)山井崑崙評伝の根本資料の一つが瀧水叢書中の『雑著』(房総文庫2 昭5)であるといひ、その一篇を『史記会注考証』の編者滝川君山が「如蘭社話」巻49(明45・7)に掲出した。『雑著』には校訂者の名を載せるほかに、徂徠が『弁道』『弁名』『論語徴』『大学解』『中庸解』の校正を崑崙に依頼していたことも見える。
- (9)『護園録稿』(新日本古典文学大系64 岩波書店)には、享保三年以前に徂徠・安藤東野・秋元淡園と崑崙が西代侯本多奇蘭に招かれ詠詩のことがあり、また年次未詳の崑崙作の唯一の詩を載せているといふ(森銑三「山井鼎とその七経孟子考文」(『東洋文化』昭8・8・9、『森銑三著作集』第八卷「人物篇」8 [中央公論社 昭46・7・25]所収)。なお、『考文』出版に関する費用等の記述をした『享保撰要類集』第11冊の記事も森の文で紹介された。
- (10)山井鼎『尚書古文考』は胡秉虔『尚書序録』と合刻の影印刊行本が出ている(叢書集成初編 中華書局 一九八五月記載ナシ)。これは清・李調元撰『函海』所収本に拠る。藝文印書館刊行本(一九六八)もある。なお、『七経孟子考文補遺』は今日電子版四庫全書の一部としてウィキソース(ウィキメディア財団)、また「搜韵」(詩詞門戸網站)のポータルサイト archive.orgに公開するファイルを利用している。に公開されている(<https://zh.wikisource.org/wiki/七経孟子考文補遺>) (四庫全書本), <http://gd.sou-yun.com/eBookIndex.aspx?id=699>)。
- (11)大庭脩「日本伝存漢籍の中国還流の研究―七経孟子考文補遺と佚存叢書小考」(笠谷編『中国に伝存の日本関係典籍と文化財』国際日本文化研究センター 国際研究集大報告書17 平成14) (<http://publications.nichibun.ac.jp/region/d/NSH/series/kosh/2002-03-29-2/s001/s009/pdf/article.pdf>)。また伊孚九の購得について狩野の推定は寛保二(三年(一七四二-四三))。これを享保一九年としたのは、同論文による。なお、伊孚九は享保五年(一七二〇)に初めて蘇州から長崎に来日したことが『通航一覽』巻27に見えるといふ(注4)。
- (12)箱書の話は日下部高秀『山吹日記』、近藤重蔵『正齋書籍考』、吉田篁墩『近聞偶筆』、松沢老泉『経籍答問』等に載る有名な話柄であつたりしい。広沢の盛名を飾る話だが、森銑三「広沢の書簡」(『森銑三著作集』人物編8 中央公論社)に晩年の細井広沢について語った文章がある。
- (13)古琴を市井に見出だして將軍に献納した話が根岸鎮衛(じずもり)『耳囊』に載る。本多忠統らと同じく吉宗周辺の文化人的政治家の一人。
- (14)文淵閣(北京紫禁城)、文津閣(熱河離宮)、文源閣(北京郊外円明園)、文源閣(盛京宮城)、文匯閣(揚州)、文宗閣(鎮江)、文瀾閣(杭州)。
- (15)南川維遷『閑散余録』には二書の収録について伝えているが、山井崑崙の『考文』には触れていない。

(16) 狩野は『補遺』の入手から 年も経ってから鮑が盧に示したことに疑問を呈しているが、『補遺』が知不足齋叢書の中に収められていなかったこともその理由の一つであったかもしれない。

(17) 序文の引用はGoogleBooksに公開する阮元『定香亭筆談』巻4所収のものに拠った。この嘉慶二年阮元刊本がまもなく逆輸入され、松崎慊堂は入手した一本を自家の掛川文庫に収めた。それに狩谷掖齋が自説や筆塚の説などを書き入れた手沢本がいつか中国に渡り、『大漢和辞典』の編纂者諸橋轍次が中国留学の昔、これも杭州と上海を結ぶ滬杭(こう)線の小駅で汽車を待つ少時に買い求めた。(「館報ひびや」18)現在都立中央図書館所蔵である。(都立中央図書館特別文庫係「諸橋文庫の漢籍」同館 二〇〇四・一) http://www.library.metro.tokyo.jp/digital_library/collection/the16/tabid/1905/Default.aspx 鷗外の史伝に説くところにも似た古書の不思議な遭遇である。なお、注疏の意味について「注とは経を解釈したもので、伝とも箋ともいう。また疏とは注をさらに敷衍解釈したもので、正義ともいう。」(藤井明、他「山井崑崙・山泉周南」p.94)という説明がある。

(18) 「秋刻宋本十三經注疏成」(清・張鑑等撰「雷塘庵主弟子記」巻五、<https://archive.org/details/02084752.cn>)の記事は嘉慶二十一年(一八一六)である。同書は、阮元の詳細な年譜資料である。その編んだ叢書には「皇清經解」があり、他に詩文集『掣經室集』同統集・外集がある。

(19) 「況や輓近の諸先生、伊物二氏の著作など、頻りに懇願する由なり。其唐土の諸賢の述作、伊物の説を襲用するに似たるもの有るに至る。七経孟子考文などは必用の書となり、七経考文など断わり、山井某がなご、堅く著せしも、近來は考文又は足利本と、直に引用するほどになりたり。文運の盛なる、前古有るべからず。唐山を除ぎ、海内にかく文事の行はれ且つ学才のある邦は有るべからず。」(西島蘭溪「清暑問談」弘化(一八四六)、『日本儒林叢書』隨筆部一所収。東北大学「日本儒林叢書全文データベース」(<http://www2.s.altohoku.ac.jp/jurin/>)で検索)

(20) 『遊湘紀事』(石川之清・山井重鼎 根本遜志 輯『東野遺稿』巻中 「国文学研究資料館の館蔵和古書画像のためのメタデータ」 <http://www2.dhii.jp/mjl/opendata/searchlist.php?md=thumbs&ib=200010105>、ホームページアドレス <https://babel.hathitrust.org/cgi/pt?id=keio.10811024083>) 『湘中紀行』(『春臺先生紫芝園前稿』巻4 国文学研究資料館 新日本古典籍総合データベース <http://base1.nijiac.jp/view/Fram> e.jsp?DB_ID=G0003917KTM

8C CODE=0026-38203)は今日ネットで見る(ことができる。崑崙『鎌倉行記』はこの二著と併せて『新編相模國風土記稿』第一集 明17・310 鳥跡蟹行社 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/763967>)に活字に翻刻して掲載する。ちなみに鳥跡文字は漢字、蟹行文字は横文字を指す。どちらの文書も出版普及するという意か。

※享保13年、(江戸)若菜屋小兵衛 発兌本に拠る。
※原文の白ヌキ点を句点と読点とに区分・補充した。
※原文ルビはカタカナ。平がなルビは翻刻者が施す。
送りがなの(「」ゴト)はそのままの表記とした。
※原文の振り仮名又は送り仮名に適宜濁点を施した。
※原文の要旨は引例と区別してゴシック体で表した。
※(一)内小書きは翻刻者注記、「」は丁付を示す。

文則卷之下

己 凡七條

觀^みニ^ニ檀弓^{だんきゆう}ノ^の之^の載^の事^{こと}ヲ^を、言簡^{げんかん}ニ^シテ^テ而^ず不^疎、旨深^{むねふか}シテ^テ而^不晦^{くら}カラ。雖^{いへ}モ
左^さ氏^しノ^の之^の富艷^{ふえん}ト^と、敢奮^{あへてふる}ヒ^テ、三^{さん}飛^{とば}於^{まへ}前^へニ^ニ。略舉^{りやくきよ}ニ^ニ事^{こと}ヲ^を、以^もて見^みス。
世^{せい}子^し申^{まを}生^{せい}爲^たニ^ニ驪^り姫^き一^{いつ}所^{ところ}諧^{しんせ}。或^{ある}ヒト^{ひと}令^{しむ}レ^レ辯^{べん}之^のヲ^を。左^さ氏^し載^のニ^ニ其^{その}事^{こと}ト^と、則^{すなは}ち
曰^{いは}ク、(春秋左氏伝・僖公四年) 或^{ある}ハ^ハ謂^いフ^ク、太^{たい}子^しニ^ニ、子^し辭^じセ^セヨ、君^{きみ}必^{かならず}辯^{べん}ゼ^ン焉^ん。太^{たい}子^し、
曰^{いは}ク、君^{きみ}非^{あら}レ^バ、姫^き氏^しニ^ニ、居^をリ^テ不^ず安^{やすん}、食^{あか}テ^テ不^飽。我^{われ}辭^じセ^バ、姫^き必^{かならず}有^あラ^ン罪^{つみ}。
君^{きみ}老^{おい}タ^リ矣^や。吾^{われ}又^{また}不^たレ^レ樂^{たの}シ^マ。檀^{だん}弓^{きゆう} (礼記・檀弓上) 三^{さん}八^{はち}、則^{すなは}ち曰^{いは}ク、子^しノ^の言^いハ^ハニ^ニ、
志^しヲ^を於^お公^{こう}ニ^ニ乎^や。世^{せい}子^しノ^の曰^{いは}ク、不^ふ可^{かな}。君^{きみ}安^{やすん}ズ^ニ、二^に子^しノ^の驪^り姫^き一^{いつ}、是^{これ}吾^{われ}傷^{いた}フ^ニ、公^{こう}ノ^の心^{こころ}ヲ^を一^{いつ}也^{なり}。考^{かんが}レ^バ、此^{こゝ}、則^{すなは}ち檀^{だん}弓^{きゆう}爲^なス^ニ優^いナ^リト。穀^{こく}梁^{りやう}傳^{でん}載^{ざい}ニ^ニ其^{その}事^{こと}ト^と、一^{いつ}曰^{いは}ク、(春秋穀梁
伝・僖公十年) 世^{せい}子^しノ^の傳^{でん}里^り克^{こく}謂^いフ^ク、世^{せい}子^し一^{いつ}曰^{いは}ク、入^{いれ}レ^レ自^{より}明^{めい}。入^{いれ}レ^レ自^{より}明^{めい}、則^{すなは}ち可^よク^ニ以^もて生^{せい}ク

宋 天台 陳騏 著
日本南紀 山鼎句讀

不入自明、則不可以生。世子曰、吾君已老、吾已昏矣。吾若此、此而入自明、則驪姬必死。驪姬死、則吾君不安。若此文、非惟不禮、及檀弓、亦不禮、及左氏矣。

智悼子、葬、晉平公飲、以樂。杜蕢謂、大、大臣之喪、重於疾日。不樂。左氏言、其事。則曰、春秋左氏傳、昭公九年、辰在卯、謂之疾日。君徹、宴樂、學人舍業、為疾、故也。君之卿佐、是謂股肱。股肱或虧、何痛如之。檀弓曰、則曰、禮記・檀弓下、子卯不樂。知子卯、悼子在堂、斯其為子卯也。大ナリ矣。考此、則檀弓為優ト。

奮飛一詩、經・國風・邶風・柏舟。鳥のように飛ぶ意。○譜一そしる、譏言する。○謂之疾日、「辰」は十二支の総稱。注記に「疾、惡也。紂ハ以テ甲子ヲ喪ヒ、桀ハ以テ乙卯ヲ亡フ。故ニ國君以テ爲ス「忌日」。」とあり、「甲子」の「子」と「乙卯」の「卯」を惡日(忌日)として忌む。○股肱(一)「また」(二)「ひじ」が体の支えの要となること、頼みとするもの・補佐の臣。心膂(むね)「こゝろ」(二)「せほね」から。○爲子卯也一忌むべきである(一)。

鳧脛雖短ト、續之、則憂、鶴脛雖長ト、斷之、則悲。○鳧脛雖短一「莊子(駢拇)に「鳧脛雖短シト、續カバ、之ヲ則テ憂ヘ、鶴脛雖長ト、斷タバ、之ヲ則テ悲シム。」とあり、鴨の脚は短いが、脚を継ぎ足したら困ることになり、鶴のすねは長いが、切つたら鶴は悲しむことになる。物の本性に人の手を加えるべきではない意。「鳧」は鴨。○増損一加除・加減。

長句ノ法

〔禮記・檀弓下〕母、乃使(原文下レ)人疑、夫ノ不シテ、以情居瘠者、上乎哉。〔禮記・檀弓下〕孰有、下執テ、親之喪、而沐浴シテ、佩玉ヲ者乎。〔禮記・檀弓下〕黃尚ハ、不、如、杞梁之妻、之知、禮也。〔禮記・檀弓下〕苟、無、シテ、禮義、忠信、誠懇、之心、以蒞、之。

○母乃：(一)「粗食をして瘠せることはできても」よくある、誠意もなく毀瘠の様をなす者であると人に疑わされる結果にならないか。○誠懇一誠実。
短句ノ法

〔禮記・檀弓上〕華、一、而、晚。〔禮記・檀弓上〕立、孫。〔禮記・檀弓上〕畏、厭、溺。○華而晚一華やかに紋様を描いて麗しい。大夫用の簀(竹製の筵)。「易簀」の故事。○立孫一嫡子が死んだときは、庶子ではなく孫を立てるのが礼だと孔子が教えた語。○畏・厭・溺一死んでも弔問に行かない三つの例。畏は脅迫されて懼れて自殺した者、厭は危殆の地に臨み、土石等の災害で圧死した者、溺は溺死者。「厭は「エ」とも読む。「壓(圧)」の本字。
鼓、一、瑟、不、難。難、二、於、調、ル。弦、一、作、レ、文、不、難。難、二、於、鍊、一、句。檀弓ノ之、文、二、工、一、練、一、句、益、工、ナリ。參、二、之、一、家、語、一、其、妙、觀、一、矣。

〔禮記・檀弓下〕遇、負、杖、入、保、者、息、一。家語曰、「孔子家語・曲禮子貢問、遇、二人、入、保、負、杖、者、息、一。皆、死、ス、焉。家語曰、「孔子家語・曲禮子貢問、命、命、作、斨、一、頭、注、敵、死、ス、焉。〔禮記・檀弓上〕比、御、而、不、入。家語曰、「孔子家語・曲禮子貢問、御、而、處、レ、内。〔禮記・檀弓上〕南宮縚、之、妻、之、姑、ノ、之、喪。家語曰、「孔子家語・曲禮子貢問、南宮縚、之、妻、カ、孔子ノ之、兄、女、ナリ。喪、二、其、姑、一。〔禮記・檀弓上〕予、惡、二、夫、ノ、涕、一、之、無、一。從、一、也。家語曰、「孔子家語・子貢問、吾、惡、二、夫、ノ、涕、シ、而、無、一、以、將、一、之。〔禮記・檀弓上〕仲子亦猶行、古、之、道、一。也。家語曰、「孔子家語・公西赤問、仲子亦猶行、古、人、ノ、之、道、一。〔禮記・檀弓下〕夫、子、爲、二、弗、聞、也、者、一、而、過、レ、之。家語曰、「孔子家語・屈節解、夫子爲、二、之、カ、不、マ、テ、聞、以、過、レ、之。〔禮記・檀弓上〕遂、命、曰、「孔子家語・屈節解、遂、命、曰、「孔子家語・子貢問、遂、令、二、左、右、一、覆、サ、レ、。〔禮記・檀弓上〕死、シ、テ、ハ、不、如、二、速、一、朽、ル、之、愈、レ、一。也。家語曰、「孔子家語・曲禮子貢問、死、シ、テ、ハ、不、如、二、朽、一、之、速、ナル、カ、愈、一。〔禮記・檀弓下〕若、二、魂、氣、一、則、無、レ、不、レ、

ゆか力なり。二丁之家語三曰、「孔子家語・曲孔子真問」若二魂氣一則無レ所レ不レ之。

○家語一孔子家語。○保一保嬰。塞。○比御一「御を比ならぶれども」と読み、(孟獻子)が除服の際に侍御すべき婦人を付けたが寝所に入らない、とする解もある。○從一將一賻礼を行い、遺族に金品を贈ることを指す。○夫子爲一「孔子の旧友原壤の母の喪礼に際して、原壤が木に登つて歌つたのを孔子が聴かぬふりをして通り過ぎた故事。○覆醢一塩漬の肉を捨てさせた。子路が衛國で乱に死し、醢にされたことを使者から聞いた孔子の行動。○若魂氣則一「魂は己に従つて郷里に帰ることを望んでいるのだ。の意。使者を葬る言葉。

考工記ノ之文、權シテ(權)作レ推(頭注)而論スレバ、之、蓋有二三ノ美。一曰雄健ニシテ而雅、二曰宛曲ニシテ而峻、三曰整齊ニシテ而醇。略條ス二于後一。

○考工記一周礼冬官・考工記。以下は同書よりの引用。○推一商榷。比較考量する(と)。

雄健ニシテ而雅

鄭ノ之刀、宋ノ之斤、魯ノ之削、吳粵ノ之劍、遷二乎其地一而弗レ能レ爲レ良。

凡爲レ弓、方ニシテ二其峻一而高ニシ其附一、長ニシテ二其畏(畏鳥)回反(頭注)一而薄ス、其敵(敵必世反)頭注一。左氏傳(春秋左氏伝・襄公二十六年)二曰、恤テ二其患一而據二其闕一、正ニシテ二其違一而治ム、二其煩一。亦此法也。

○削一書刀。小刀。○粵一広東省辺の呼称。○附一弣。弓束(ゆづか)。弓を握る部分。○反一反切(はんせつ)法。「○○」切とも表記する。魏晉時代以降漢字の発音を表記するために採用された方法。二字で表し、一字めの声(せ)と二字めの韻(いん)で表す。「畏」は「鳥」と「回」の反であるから、w. h. u. i. n. g. w. u. i. に近い音であることになる。○據其闕一「新釈漢文大系」では「補其闕」にする。

宛曲ニシテ而峻

凡攬(攬俱博反)頭注)綱(綱色界反)頭注)援箬(箬音筮)頭注)ノ之類、

必深シ二其爪一、出二其目一、作ス二其鱗一之而一、則於レ眠ニ必撥爾トシテ而怒ル、苟モ撥爾トシテ而怒ル(ママ)、則於レ任スルニ重ヲ宜ク、且其匪色必似レ鳴ニ矣。爪不レ深カラ、目不レ出、鱗之而不レ作、則必積爾トシテ如レ委スルガ矣。苟類爾トシテ如ナル、委スルガ、則加レ任ヲ焉、則必如レ廢措セト。其匪色必似レ不レ鳴矣。此文説「筍箴」之獸一也。引テ而信フレ之。欲二其直カラコト一也。信テ之ヲ而直キ、則取レ材ヲ正キ也。信レ之ヲ而枉ル、則是二方ハ緩ク、一方ハ急リ也。若シ苟モ一方緩ク一方急ナル、則及テ二其用ニ一之也、必自二其急ナル者一先裂ク。若苟自二急ナル者一先裂、則是以レ博ヲ爲レ幟也。此文説「制スルコト」二章華(華)疑萃誤(頭注)ヲ。三丁ウ

○凡攬：一以下、「梓人」の条に見える。鐘・磬の架け台の作り方を述べる。「考工記」の注に「謂筍箴(じゆんきよ)之獸也。深、猶藏也。作、猶起也。之而、頰(音こう)之類也。」とある。筍は鐘や磬を架ける横木。箴(虚)はそれを支える柱。梓人(じじん)はこれを製作する周代の官。深は中に彫り込む。作は浮き彫りの意。○攬綱援箬一爪にかけて獲物をつかえて殺し、噛みつく類の獸。○鱗一注に「龍蛇之屬」とある。「羸(ら)二虎や豹など毛の短い猛獸」二羽(鳥類)と共にモチーフとして筍箴に彫る。○眦一視る。○撥爾一びんとはねる貌。○怒一奮い起つ。○匪色一注に「匪、采貌也。」とある。○類爾一後出「類爾」に同じ。くすれ衰える貌。○廢措一注に「措猶頓也。」とし、或いは「厝」とする。中途で止まる意か。以上、音の響き方とモチーフの表情との関係述べたもの。○引而信之：一「鮑人」の条に見える。「鮑」は「鮑」と同じで、皮革職人の意。○幟一注に「讀爲翳。」とあり、「セン」と読む。「狭」あるいは「浅」の意とする。広く大きいものを浅く狭くする。○章華一「考工記」注に「章華」の語が見える。「華・萃」は不明。あるいは「鞞(ひつ)」「(文官用の前垂れ)」「鞞(はつ)」「(武官用の前垂れ)の違いをいうか。

整齊ニシテ而醇

燿シテ金ヲ以爲レ刃ト、凝メテ土ヲ以爲レ器ト。棧車ハ欲レ弁ナラコトヲ、飾車ハ欲レ侈ナラコトヲ。鐘大ニシテ而短キ、則其聲疾クシテ而短ク聞フ、鐘小ニシテ而長キ、則其聲舒ニシテ而遠ク聞フ。已上レバ、則摩ス二其旁一、已下レバ、則摩ス二其端(端音端)頭注)ヲ。一

○凝一注に「凝、堅也。」とある。○棧車一覆いや飾りの無い車。注記に「爲其無革輓、不堅易、垢壞也。土乘、棧車。」とある。○弁一覆う。○飾車一注に「飾車、謂革輓輿也。大夫以上革輓輿。」とある。大夫以上の乗る革輓輿の車。○鐘大而短。一「覺氏(ふし)」「鐘製作の職人」の条。注に「淺則踈、踈易、踈也。」「深則安難息」とある。○已上。一「磬氏(磬製作の職人)の条。注に「已一あるいは「八なはタレ訓ませたものか。注に「鄭司農云、磬聲大上、則摩鑄其旁、玄謂大上聲清也。薄而廣則濁。」「大下聲濁也。矩而厚則清。」とある。

春秋ノ文句、長者躡、三十餘言、短者止於一言。如下(春秋左氏伝・成公二年)季孫行父、臧孫許、叔孫僑如、公孫嬰齊帥師、師會、晉卻克、衛孫良父、曹公子首、及齊侯、戰于鞌、是長句也。如(春秋左氏伝・桓公五年)他、

蠡アリ之類、是短句也。詩ノ之文句、長者不踰八言、短者不減二言。八言者如下(詩經・小雅・節南山之什・十月之交)我レ不三敢テ效ハ二我ガ友、自逸スル一之類、是也。摯虞云、(摯虞「章流別論」詩有九言、(詩經・大雅・生民之什・洞酌)二彼行潦ヲ一挹レ彼注ヲ茲ニ是也。然レドモ此レ四丁オレ爲二句ト一其ノ說非也。二言ハ者、若二(詩經・周頌・清廟之什・維清)肇禋ノノ類一。春秋主トシ於褒貶ヲ、詩本ク於美刺ト。立言ノ之間、莫不レ有レ法。

○蠡一蝗(いなご)。○行潦一にわたすみ。溜り水。○美刺一毀譽に同じ。褒貶は文章の含意として表れ、美刺は詠詩の動機・背景をなすという意。

詩人ノ之有用、助辭ヲ、辭必多ク用レ韻ヲ。有用ニ也、辭ヲ、若二(詩經・國風・鄘風・丘嫂)何ノ其ノ處也。必有レ與スル一也。處與爲韻、有用ニ而辭ヲ、若二(詩經・國風・齊風・著)俟ニ我ヲ于著ニ乎而、充耳以ストイフガ、素ヲ乎而、著素ヲ爲レ韻。有用ニ矣、辭ヲ、若二(詩經・國風・周南・卷耳)陟レバ、二彼阻ニ一矣、我ガ馬瘡、上ストイフカ、上矣。阻、瘡、爲レ韻。有用ニ忌ノ辭ヲ。若二(詩經・國風・鄭風・大叔于田)抑聲控シ忌、抑縱送ストイフガ、一忌。控・送、爲レ韻。有用ニ兮ノ辭ヲ。若二(詩經・國風・

召南「標有梅」其ノ實七ツ兮、迨ベトイフガ)中其吉上兮。七、吉爲レ韻。有用ニ之辭、若二(詩經・國風・鄘風・女曰鷄鳴)知ラバ、二子ガ之順一ヲ、レ之、雜佩以問、シレ之、順・問爲レ韻。有用ニ止ノ辭、如二(詩經・國風・齊風・南山)既曰、二庸止、曷ソ又從フガ一止。庸・從爲レ韻。止、卽チ只ナリ。鄘・柏舟ノ詩、亦用テ、只ヲ爲レ辭ト。離騷有レ大招、用レ只辭、蓋法ルニ乎此。四丁之有用、且辭、若二(詩經・國風・唐風「椒聊」椒聊且、遠條、一且。聊條爲レ韻。如二四句六句ノ者多シ矣。今不備載一。

○充耳一耳飾り。○素一白絹・白。○陟一登る。進ませる。○阻一石山。○聲控一聲は馬を走らせる、控は手綱を控える意。○縱送一矢を放つ意。○迨其吉一婚期を逃さぬうちにやってくる意。○雜佩一佩玉の類。○問一贈る意。○庸一婚嫁している。○從一追いつがる。○鄘の柏舟の詩(詩經・國風・鄘風「柏舟」)「母也天只、不諒人只(母や天や、人を諒せず(思慮進まぬ)の例がある。○離騷一楚辭・離騷。「大招」はその一篇。○椒聊一山椒、はじかみ。聊は意味のない助字。○遠条一繁茂する貌。子孫の多いことを喩える。

又禮記非二詩人ノ之文一助辭之上、亦有二韻協一。如キレ曰、下禮行レテ於郊ニ、而百神受ケレ職ヲ焉、禮行レテ於社ニ、而百貨可クレ極ム焉、禮行レテ於祖廟ニ、而孝慈服シ焉、禮行レテ於五祀ニ、而正二法則一焉、上、此則用テ焉ノ辭、而職・極・服、則爲レ協ト。孔穎達曰、詩章ノ之法、不レ常ニ二厥體一。或、重章共二述二一事一。 (詩經・國風・召南「采芣」)采芣ノ之類、或ハ一事疊テ爲二數章ヲ一。 (詩經・國風・召南「甘棠」)甘棠ノ之類、或ハ初同シテ、而未異、

(詩經・小雅・鹿鳴之什「出車」)出車ノ之類、或ハ首異ニシテ、而未同ジ。 (詩經・國風・周南「漢廣」)漢廣ノ之類、或ハ事訖テ、而更ニ申、 (詩經・大雅・生民之什「既醉」)既醉ノ之類、或ハ章重テ、而事別。 (詩經・國風・幽風「鶉鴒」)鶉鴒ノ之類、或ハ隨テ、時ニ而改メ、色ヲ、 (詩經・小雅・魚藻之什「何草不黃」)何草不黃也。或ハ因テ、事ニ而變ジ、 (詩經・大雅・文王之什「文王有聲」)文王有聲也。或ハ一章ニシテ、而五丁オレ再レ言、或ハ三章ニシテ、而一レ發。 (詩經・國風・周

南「采首」采「采首」一、「詩經・小雅・甫田之什」實之初筵「賓之初筵」篇有「數章一、章句ノ衆寡不レ等」カ、章有「數句、句ノ字ノ多少不レ同」カ、包「括」スル「詩ノ體」一、孰カ踰ヘン「此說」一。故特ニ取ル焉。

○孔穎達が曰、…『毛詩正義』の説『十三經注疏』収録。

庚 凡二條

文有「數句用ル」一類ノ字。所以下ニ「文勢」一、廣「中文義」上「也」。然「皆」有「法」。韓退之爲「古文」伯。於「此」法「尤」加「意」焉。如「下」賀「冊」スル「尊號」一表「上」用「之」爲「字」一、蓋「取」二「易」係「辭」一、畫「記」用「二」者「字」一、蓋「取」二「考工記」一、南「山」詩「用」二「或」字「一、蓋「取」二「詩」一（「詩經・小雅・谷風之什」北「山」）一。悉「注」ス「于」後「二」。孰「謂」二「自」作「古」哉。觀「退」之「詩」ノ「記」一云、騎「而」立「者」五「人」騎「而」被「甲」載「兵」立「者」十「人」騎「且」負「者」二「人」騎「執」器「者」二「人」自「此」以「下」凡「記」二「人」數「一」者、蓋「取」二「書」顧「命」（「書經・周書」顧「命」）一、二人雀「弁」シテ「執」レ「惠」、四「人」綦「弁」シテ「執」レ「戈」上「レ」刃「一」。一「人」冕「シテ」執「レ」鉞「一」、一「人」冕「シテ」執「レ」釁「一」、一「人」冕「シテ」執「レ」瞿「一」、一「人」冕「シテ」執「レ」銳「一」之法「也」。此「與」二「用」レ「字」一類「ナル」一不「同」カ。姑「附」シテ「于」此「一」、示「退」之「文」不「妄」ニ「作」也。用「レ」一類「ノ」字「一」、不「レ」可「二」徧「ク」舉「一」。采「テ」二「經」子「通」用「者」一、志「ル」ス「之」ヲ。可「二」觸「レ」類「ニ」而「長」一矣。

○弁一大夫の冠で、前後の簾状の旒(りゅう)を垂れるものを冕といい、旒のないものを弁といふ。○雀弁一赤い冠。○惠一三隅の矛。○綦弁一子鹿の皮の冠。○劉一斧鉞の類。○釁一瞿一杖のある戟。○銳一銳い。侍臣の武器。

(以下、文字ごとに改行する)
或「法」。詩「北山」曰、「詩經・小雅・谷風之什」北「山」一、或「燕」居「居」シ、或「盡」瘁「事」レ「國」

或「息」假「シ」在「床」一、或「不」レ「已」于「行」一。或「不」レ「知」二「叫」號「一」ヲ、或「慘」慘「シ」テ「劬」勞「シ」、或「栖」遲「偃」仰「一」、或「ハ」王「事」鞅「掌」一。或「湛」樂「シ」テ「飲」ミ「酒」一、或「慘」慘「シ」テ「畏」レ「咎」一、或「出入」風「議」一、或「靡」二「事」ト「シ」テ「不」レ「レ」爲「退」之「南」山「詩」云、「韓退之「南山詩」」一、或「連」子「若」相「從」ガ、或「ハ」蹙「テ」若「二」相「鬪」ガ、或「ハ」妥「タル」若「二」弭「伏」ノ、或「ハ」竦「一」若「二」驚「雉」ノ、或「ハ」散「スル」若「二」六「工」ノ、瓦「解」ガ、或「ハ」赴「ク」若「二」輻「輳」ル「ガ」、或「ハ」翻「ル」若「二」船「遊」一、或「ハ」決「スル」若「二」馬「驟」ガ。此「句」稍「多」シ。不「能」二「備」載「スル」一。皆「廣」ニ「北」山「或」字「ノ」法「一」而「用」レ「之」也。老「子」曰、「老「子」12」一、故「物」或「行」或「隨」ヒ、或「响」或「吹」、或「強」ク、或「羸」、或「ハ」載「或」ハ「墜」一、又「一」法「也」。

○燕燕一安楽の貌。○盡瘁一勞苦。○行一行役。○慘慘一疲勞困憊する貌。○棲遲一悠々閑居。○偃仰一仰向けに臥す。○鞅掌一負担。○湛樂一逸樂。○咎一責め。○風議一從容として議論すること。○或…或…一隔句対をなす。○妥一安んじる。○弭伏一なびき伏す。○竦一恐れてすくむこと。○驚雉一雄の雉が驚いて啼くこと。○翻一軽やかに動く、ひるがえる。○或响或吹一息を吸ったり吐いたりする。または、息を吹いて温めたり冷ましたりする。○羸一弱り疲れる。○墜一落とす。音「キ」が毀に通じて崩れる、損なう「意」にも用いる。

者「法」。考工記曰、「周禮・冬官・考工記」脂「アル」者、膏「アル」者、羸「ナル」者、羸「作」羸「頭」注「者」羽「アル」者、鱗「アル」者、又曰、以「股」鳴「ク」者、以「注」鳴「ク」者、以「旁」鳴「ク」者、以「翼」鳴「ク」者、以「股」鳴「ク」者、以「胛」鳴「ク」者、莊子曰、「莊子・齊物論」激「スル」者、謫「タル」者、叱「スル」者、吸「者」、叫「者」、謔「スル」者、突「タル」者、咬「タル」者、韓退之「畫」ノ「記」云、「韓退之「画記」」一、行者「者」、牽「ク」者、奔「者」、涉「者」、陸「者」、超「者」、顧「者」、鳴「者」、寢「者」、訛「者」、立「者」、齟「者」、飲「者」、溲「スル」者、陟「者」、降「者」。凡「此」用「二」者「ノ」字「一」、其「原」出「二」於「考工記」一。因「テ」用「二」莊子「法」一也。

○脂膏一辞書ではどちらも動物質の脂肪の意だが、何らかの違いがあるか。○羸一裸。○虎豹等毛の短い動物を指す。羸(るい)は弱意。○脰一項うなじ。○注一未詳。○旁一脇腹。○謫一叫び呼ぶ。以下、風の音の形容。○謔一鳴き叫ぶ。○突一杵、奥深い、晦い、くぐもる。○咬一哀切とも狼狽ともいう。○訛一動く、変化する。

之謂法。係辭三曰、「周易・繫辭上」富有之謂大業、一六丁ウ日新之謂盛徳ト
一、生生スル之ヲ謂易ト成象ノ之ヲ謂乾ト効法ノ之ヲ謂坤ト極數ヲ知ル來ラ
之ヲ謂占ト通スル變ニ之ヲ謂事ト陰陽不測ノ之ヲ謂神ト韓退之ヲ賀スル冊
一尊號ヲ表ニ云、「韓退之・賀冊尊號表」臣聞ク體シテ仁ニ以長タル人ニ之ヲ謂元ト發シテ而
中タル節ニ之ヲ謂和ト無所不通過之ヲ謂聖ト妙シテ而無キ方之ヲ謂神ト經
二緯ニ天地ニ之ヲ謂文ト戯ニ定禍亂ヲ一之ヲ謂武ト先テ天ニ不違之ヲ謂
法ト天ニ道濟ニ天下ラ一之ヲ謂應ニ道蓋取ニ易係辭一也。

○生生一他の文と比べ、分けて読む。 ○経緯一治め整える。

謂之法。易係辭二曰、「周易・繫辭上」闔レ戸謂ニ之ヲ坤ト一闔レ戸謂ニ之ヲ乾ト一
一闔一闔謂ニ之ヲ變ト。往來シテ不窮マ謂ニ之ヲ通ト、見ル、乃謂ニ之ヲ象ト、形
スル、乃謂ニ之ヲ器ト、制シテ而用ル之ヲ謂ニ之法ト、利用・出入・民咸・用ル之ヲ謂
ニ之ヲ神ト。凡經子傳記用レ此多シ矣。故不ニ悉ク載セ一焉。

之「七」法。孟子曰、「孟子・滕文公章句上」勞シ之ヲ來シ之ヲ、匡シ之ヲ直シ之ヲ、輔ケ
之ヲ翼ク之ヲ。老子二曰、「老子」故道生ジ之ヲ畜ヒ之ヲ、長シ之ヲ育シ之ヲ、成シ之
ヲ熟シ之ヲ、養ヒ之ヲ覆フ之ヲ。若下易說卦二曰ガ「周易・說卦」雷以動シ之ヲ、風以
散シ之ヲ、雨以潤シ之ヲ、日以烜カシ之ヲ、艮以止メ之ヲ、兌以說シメ之ヲ、乾以君
リ之ヲ、坤以藏トレ之ヲ。此又一法也。

○勞・來一ともにねぎらう意。 ○艮・兌・乾・坤一八卦(乾兌離震巽坎艮坤)。 ○可規・
：一車輪の製作法を述べた文という。計測して歪みを正し、水に漬けて偏りを見、両輪の
軽重を比較して正確を期す意。権は秤。

可ノ法。考工記二曰、「周礼・冬官・考工記・規矩考」故ニ可レ規スレ可レ萬ス(萬姜禹反。鄭註

或作矩一頭注)、可水ス可縣ク、可量ル可權。〔礼記・表記〕表記曰、事六レ君ニ可ク
貴シム可ク賤シム、可富シム可貧シム、可生シム可殺シム。

○可貴シム一君に対して臣下である自身を、の意。以下、臣下の身として生殺与奪の権を君
主に委ねなければならないが、「乱を爲さしむべからず。」とあり賢不肖を倒置させてはな
らない、の意。

可以ノ法。論語曰、「論語・雍也」詩可ニ以興一、可ニ以觀一、可ニ以羣一、可ニ以怨

一。二曰、「礼記・月令」可三以登(登作一頭注)ニ高明ニ、可三以遠ニ眺望一、可三以升ニ
山陵一、可三以處ニ臺榭一。莊子曰、「莊子・養生主」可ニ以保レ身一、可ニ以全一レ生
ヲ、可ニ以養一レ親一、可ニ以盡一レ年一。

○興一詩は勸懲の意を寓するので善を勧め悪を悪む心を興させる、という含みで諸書「お
こす」と訓するが、ここでは單純に「興す」と読む。 ○怨む一ものあわれを歌う。 ○月
令一「ぐわつりやう」とも読む。 ○高明一樓閣。 ○台榭一高殿。 ○仲夏登高の風が
あつたものか。

爲ノ法。易ノ說卦二曰、「周易・說卦伝」乾ヲ爲レ天ト、爲レ圜ト、爲レ君ト、爲レ七ニ父ト、爲
レ玉ト、爲レ金ト、爲レ寒ト、爲レ氷ト、爲レ大赤ト、爲レ良馬ト、爲レ老馬ト、爲レ瘠馬ト
一、爲レ駁馬ト、爲レ木果ト。一。莊子曰、「莊子・人間世」形就テ而入ル。且爲レ顛ヲ爲レ滅ヲ、
爲レ崩ヲ爲レ蹶。心和シテ而出。且爲レ聲ヲ爲レ名ヲ、爲レ妖ヲ爲レ孽。此又一法也。

○大赤一赤は陽の色。以下、乾の象を比喩で説明したもの。 ○駁馬一虎豹にも喙みつク
馬。 ○木果一丸く、上にあることを木の実の如しとしたという。 ○就ク一(相手に)従つ
○入る一同調する。 ○蹶一躓く。 ○和す一(相手に)逆らわれない。 ○出づ一越え出
る。 ○声一評判。 ○孽一災いの種。 ○莊子の例は、顔闔に蘧伯玉が与えたという忠
告。

必ノ法。考工記二曰、「周礼・冬官・考工記・輪人」容レ轂必直ク、陳レ篆必正ク、
施レ膠必厚ク、施レ筋必數ス。〔礼記・月令〕月令二曰、秫稻必齊、麩・

を付けたもの。辟廱(へきまう) 二 周の高等教育機関で舞うという。○干舞一 兵事の際の舞という。○人舞一 何も持たず袖で威儀を作って舞うものという。星辰を祭る際の舞という。○父子有親一 以下、五倫の道といわれるもの。舜の代に司徒の契(せつ)が教えを弘めたという。

分ノ法。荀子曰、「荀子・備效」井井トシテ兮其有二條理一也、嚴嚴トシテ兮其能敬レ己也、分分トシテ兮其有ニ終始一也、黙黙トシテ兮其能長久ナリ也、樂樂トシテ兮其執レ道不レ殆カラ也、炤炤トシテ兮其用レ之、明ナリ也、修修トシテ兮其用統類之行也、綏綏トシテ兮其有ニ文章一也、熙熙トシテ兮其樂ニ人之臧ラ一也、隱隱トシテ兮其恐ニ人ノシテ也。

○聖人の条件を列挙する。兮は韻文の句末や句中に置き、音調を整える助字。○井井一 区画が正しく整っている貌。井然。○敬す一 慎む。慎重に振る舞う。○有終始一 始めと終わりをきちんと区切る。○黙黙一 十分に満ち足りる貌。○炤炤一 明かな貌。○修修一 治め整える貌。○統類一 法制の大綱と運用。○綏綏一 安らかな貌。○文章一 礼楽・制度など。○熙熙一 和らぎ楽しむ貌。○臧一 善。臧否で善悪の意。○隱隱一 憂い悼む貌。○不当一 してはならないことを行うこと。

則ノ法。中庸曰、「中庸23」誠則形。形則著。著則明。明則動。動則變。變則化。

○至誠の道に委曲を尽くせば、事物を変化させることができるという道理を順を逐って説く。

然ノ法。荀子曰、「荀子・非十二」儼然、壯然、俱然、肆然、恢恢然、廣廣然、昭昭然、蕩蕩然。

○儼然…一 君子の容貌の叙述。○俱然一 祺然。安らかにどしりとした貌。○肆然一 一ゆつたりとした貌。○恢恢然一 一こせつかず、大らかな懐が深い貌。○広広然一 弘量で悠然と構える貌。○昭昭然一 一屈託がなく明哲な貌。○蕩蕩然一 一貽蕩として、物事にくよくよせず、器が大きい。

奚ノ法。莊子曰、「莊子・外篇・至樂」奚ヲカ力ナシ據リ、奚ヲカ力ナシ避ケ、奚ヲカ力ナシ處リ、奚ヲカ力ナシ去リ、奚ヲカ力ナシ樂ミ、奚ヲカ力ナシ思フ。

○至樂の道を行つて身を活かすための方法を列挙する。○悪一 憎み嫌う意と思われるが送り仮名が「せん」なので鄙しむと読む。

而ノ法。莊子曰、「莊子・外篇・天道」而ガ容崖然、而ガ目衡然、而ガ類類(類去)軌反(頭注)然、而ガ口闕然、而ガ狀義然。考工記曰、「周礼・冬官・考工記・輿氏」清シテ其灰ラ、而蓋(蓋與澼同(頭注))レ之ヲ而揮レ之ヲ、而沃レ之、而盪レ之、而塗レ之、而宿レ之。

○而容崖然…一 老子が自分を訪ねてきた土成綺の容貌を評した語。○崖然一人と和合しない貌。○衝然一 衝衝。せわしなく、落ち着きのない貌。○類一 類。○類然一 類が広い貌。○闕然一 一虎が吠えるような貌。常に物を言おうと欲する様子をいう。○狀一 風采。○義然一 威儀を正す貌。納まり返る様子をいう。これらの状貌から、隙を見て人を凌ぎ、奪い取つて、独り傲り高ぶろうとする不信実の有様をいう。○幌氏(うしろ)一 絹糸を染める職人。○清一 澄ます。○盪(う)一 澼す。○宿一 寝かせる。

方且ノ法。莊子曰、「莊子・外篇・天地」方且本トシテ身ヲ而異シレ形ヲ、方且尊テ知レ而火ノトク馳セ、方且爲ニ緒使ハ、方且爲ニ物絃ハ、方且四顧シテ而物應ク、方且應シテ衆宜ニ、方且與レ物化ス。

○方且一 「まさにまさに」(「せん」とす)という読み方もあるが、ここはまとめて読む。いかにもくするであろうの意。堯が師の許由に対して、許由の師の齧缺(けつ)に禪譲するのはどうかと詰問したのに対し、許由が齧缺は知に働かぬ男なのでこれに天下を任せると必ず乱れるだろうと対えた話。その場合の予想を列挙する。○異形一 一 一体化するのでなく相対化する。○絃(か)一 一束ねる、括る、結ぶ。物に束縛される意。○物応、一 物と一体化して結果として物に役使されることになる。

似ノ法。莊子曰、「莊子・内篇・齊物論」似鼻似口、似耳、似目、似心、似圈、似白、似二窪(窪作注(頭注)者)一、似二于(于作汚(頭注)者)一。此言(下)風吹テ、二竅穴

「動作スルノ之貌ヲ。」

○大木の窟穴の形が様々であることを表す。それに応じて(風(地籟)の音が変わる。気流として捉えるのでなく、各々の差違に依りて窟穴が怒号すると捉える。その根本を成すものが天籟である。○柀一とがた、肘木。斗栱(ときまう)の類。断面は四角形。○圈一椀椀(はいけん)。曲げわっぱ。○注(わ)一窪んだもの。○汚(音)ワ。曲がり窪んだもの。

平ノ法。莊子ニ曰、(莊子・内篇・大宗師) 與乎トシテ、其レ觚(こ)而不(ず)堅(かた)カラ也、張(ちやう)乎トシテ、其レ虚(こ)而不(ず)華(くわ)ナラ也、邴(へい)邴(へい)乎トシテ、其レ似(に)タル、喜(よ)乎、崔(さい)乎、其(か)不(ず)得(え)已(や)乎、濔(せ)乎、其(か)進(しん)メ、我(わ)ガ色(いろ)一也、與(よ)乎トシテ、止(とど)我(わ)徳(とく)一也、厲(れい)乎トシテ、其(か)似(に)タル、世(よ)乎、警(がう)乎トシテ、其(か)可(べ)制(せい)ス也、連(れん)乎トシテ、其(か)似(に)タル、好(こう)ニ閉(と)ラ也、悦(えつ)悦(えつ)作(さく)悦(えつ)音(おん)免(めん)一頭(とう)注(ちゆう)乎、忘(わす)レ其(か)言(げん)一也、推(すい)理(り)恐(おそ)戴(たい)禮(れ)誤(ご)一頭(とう)注(ちゆう)曰(い)、(礼記・礼器) 洞(とう)洞(とう)乎トシテ、其(か)敬(けい)シ也、屬(じく)屬(じく)乎トシテ、其(か)忠(ちゆう)アリ也、勿(な)勿(な)乎トシテ、其(か)欲(ほつ)ス、其(か)饗(きやう)シ、ラ一之(これ)也、莊(さう)子(し)蓋(が)廣(ひろ)メテ、此(こ)法(ぽう)一而(ひと)用(もち)レ之(これ)ヲ。

○古の真人のあり方を叙述したものを。義を立てて独立し、朋党を組まず、自然に自足し、促され覚められて初めて動くという。○与乎一利らく貌。○觚一方正。○張乎一大らかに伸び広がる貌。○華一浮華。○邴邴乎一喜ぶ貌。自適する様子を述べる。○崔乎一高大な貌。○不得已一他から逼られ覚められて腰を上げる。○濔乎一集まる貌。むっとして怒る貌。○進我色一憤りを露わにして、卑陋を斥ける。○止我徳一自足してのさばり出ない。○厲乎一激しく厳しい貌。○警乎一高く抜ける貌。○連乎一蹇連けんれんの意で、行き悩む意か。口を嚙む意とする注もある。○悦乎一音「ボン」で忘れる貌。音「バン」で感う貌。音を免(漢音はベン)とするのは頭注の誤り。○戴礼一戴聖の礼記。推理は或は仮借で「推理」としたものか。○洞洞乎其敬也、一以下、太廟の内て君が犠牲を捧げるときに奉仕する卿大夫・命婦(卿大夫の妻の様子を述べたもの。洞洞乎は真面目に慎む貌。○属属乎一一意専念する貌。○勿勿乎一努力を止めない貌。孜々として。○饗く一神が祭り(犠牲)を受納して幸福を齎す。

乃ノ法。詩曰、(詩經・大雅・文王之什「無」) 乃(すなはち)慰(なほ)シ、乃(すなはち)止(とど)ム、乃(すなはち)左(ひだり)シ、乃(すなはち)右(みぎ)シ、乃(すなはち)彊(こゝろ)シ、乃(すなはち)理(ことわり)シ、乃(すなはち)宜(あた)シ、乃(すなはち)勲(いさ)ス。

○乃一適に同じ。古公亶父が周の地を奠めたことを語る。○慰一安んじる。○左右一人民を次々に住まわせる。○彊一疆か。境を限る。○理一条里に分ける。○宜一専か。溝を導く。○勲一畝の旧字。畦道を作る。

以之ノ法。仲尼燕居曰、(礼記・仲尼燕居) 以(もつ)之(これ)ヲ居(きよ)處(こ)ニ有(あ)リ、禮(れい)故(ゆゑ)長(ちやう)幼(じゆう)辨(べん)ズ也、以(もつ)之(これ)ヲ聞(き)門(もん)之(の)内(うち)ニ有(あ)リ、禮(れい)故(ゆゑ)三(さん)族(ぞく)和(わ)ス也、以(もつ)之(これ)ヲ朝(あ)廷(てい)ニ有(あ)リ、禮(れい)故(ゆゑ)官(くわん)爵(じやく)序(じゆ)也、以(もつ)之(これ)ヲ田(でん)獵(りやう)ニ有(あ)リ、禮(れい)故(ゆゑ)戎(じゆう)事(じ)閑(かん)ベリ也、以(もつ)之(これ)ヲ軍(ぐん)旅(りよ)ニ有(あ)リ、禮(れい)故(ゆゑ)武(ぶ)功(こう)成(せい)ル也。

○礼を用いることの利益をいう。「以之」の「之」は礼を指すが、後で「無礼」の場合にも対比的な打消の礼を対応させている。「之を居處に以ひて、長幼其の別を失ふ、他」。これらから考えると、「之」は「応前句を指示しながらも、もつばら適用の事例を列挙することに焦点があり、「(これを)」に当てはめれば、その場合においては(もし)であれば」というほどの意になるかと思われる。○三族一父・子・孫。○戎事閑ふ一軍事に習熟する。「閑ふ」は慣れる意。○軍旅一戦争。軍も旅ももと部隊の規模を表す語。

足(そく)以(もつ)ノ法。易(えき)曰(い)、(周易・文言伝) 體(たい)仁(じん)以(もつ)長(ちやう)タルニ、禮(れい)以(もつ)和(わ)スルニ、義(ぎ)以(もつ)固(こ)足(そく)ニ、中(ちゆう)庸(よう)曰(い)、(中庸31) 聰(そう)明(めい)睿(ずい)智(ち)ニ、利(り)レ物(ぶつ)ニ、足(そく)以(もつ)和(わ)スルニ、義(ぎ)以(もつ)固(こ)足(そく)ニ、中(ちゆう)庸(よう)曰(い)、(中庸31) 聰(そう)明(めい)睿(ずい)智(ち)ニ、足(そく)以(もつ)一(ひと)レ臨(りん)ニ、寬(かん)裕(よ)温(ん)柔(じゆう)ニ、足(そく)以(もつ)一(ひと)レ容(よう)ニ、發(はつ)一(ひと)レ剛(かう)毅(ぎ)ニ、足(そく)以(もつ)一(ひと)レ執(しつ)ニ、齊(せい)莊(じゆう)中(ちゆう)正(せい)ニ、足(そく)以(もつ)一(ひと)レ敬(けい)スルニ、也、文(ぶん)理(り)密(みつ)察(さつ)シテ、足(そく)以(もつ)一(ひと)レ別(べつ)ク一(ひと)レ也、此(こ)一(ひと)レ法(ぽう)也。

○体仁：一以下、君子の四徳を説く。○利物一物の分限を知つて、それを満足させるように働きかける。○和義一物の宜しきを得ること。○聰明睿智一天下の至聖の特質を述べる。○臨む一下に臨んで政を為す。○容る一衆人を受容する弘量を備える。○執る一信念に従つて指導力を發揮する。○齊莊一齊敵。容儀敵かに身を慎む。○敬する一身を慎んで公正な態度をとる。○別く一是非得失を弁別する。

也ノ法。中庸曰、(中庸) 脩(しゆ)身(み)身(み)也、尊(たう)レ賢(けん)也、親(しん)レ親(しん)也、敬(けい)レ大(だい)臣(しん)也、體(たい)一羣(ぐん)臣(しん)也、子(こ)トシ、二庶(しよ)民(みん)也、來(きた)レ二百(ひやく)土(ど)也、柔(じゆう)レ二遠(えん)人(じん)也、懷(わい)レ二諸(しよ)侯(こう)也、若(ごと)ク二周(しゆう)易(えき)雜(ざ)卦(くわ)一、一(ひと)レ篇(へん)全(ぜん)用(よう)ニ也、字(じ)一、又(また)不(な)レ可(べ)ク二盡(じん)ク法(ぽう)一。

○修身：一以下、天下国家を為さざる「九經」(九つの教え)を説く。○体す一親しく交わる。敬愛して受け容れる。○子とす一慈しむ。○百土一百工とするテキストもあり、後の「財用足る」と符節が合うが、下文とのつながりではどうか。○柔す一懐柔し従える。○周易の雜卦一周易・雜卦伝、「震起也、艮止也、二の形で文が続く。

得其法。仲尼燕居。宮室得其度。量鼎得其象。味得其時。樂得其節。車得其次。鬼神之饗。喪起得其哀。辯說得其黨。官得其體。政事得其施。

○燕居 自宅でくつろぐこと。○宮室得其度、一礼になつた場合、これらの諸条件が満たされ、最終的に「衆の動、その宜しきを得ることになる」という。○象一形象。○時一四時(季節)に適すること。○式一乗り方の作法。○饗一供え物。また神が祭りを受納して幸福をもたらすこと。○喪起一喪礼を行うこと。○党一仲間。○体一実質。○施一実効。

以ノ法。大司樂曰、(周礼・春官宗伯・大司樂)以致鬼神。以和邦國。以諧萬民。以安賓客。以說百姓。以作動物。周禮此法極多。今不備載。

○音楽の効用を説く。○説遠人一夷狄を悦服させる。○作動物一動物を生成変化させる。

日ノ法。洪範曰、(尚書・周書・洪範)一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。周禮凡次二序スル其事ラ皆類レ此。一法也。周禮ノ小胥(周礼・春官宗伯・大司樂)曰、風曰賦、日比、日興、日雅、日頌。洪範(尚書・周書・洪範)曰、雨曰霽、日蒙、日繹、日克、日貞、日悔。凡此類不レ言ハ數。又一法也。大宗伯曰、(周礼・春官宗伯・大宗伯)春見曰朝、夏見曰宗、秋見曰覲、冬見曰遇、時見曰會、殷見曰同、易係辭曰、(周易・繫辭下)天地ノ大德曰生、聖人ノ大寶曰位。何以守位。曰仁。何以聚人。曰財。理財曰正。辭禁スルヲ爲レ非マ、曰義。凡此類又一法也。

○水火木金土一五行の相生順は木火土金水もくかどえんじといわれるが、尚書の本文では順位が異なっている。また漢音では木はホク、金はキンであり、読み方と順位が管見では未詳である。○次序一順に並べる。○小胥一引用文は「教六詩」として小胥の次の大

師に載せる。風雅頌：は詩の六義といわれるもの。○雨霽：一ト筮の見方を説く。龜トにおいて黒く雨沁みのようになるのは水の徴、灼き痕が開明で霽はれに似たものは火の徴、蒙昧ではつきりしないものは木の徴、絡繹連続したものは金の徴、相克するときものは土の徴とする。眞は正しく固くして移らざる意、悔は變動して「ならざる意。占卦の二つの形という。○日仁一人とするテキストもある。○正辭一詭譎を以て民を惑わさず、言動を正して非違を禁ずることを為政者の義とする。○春見一諸侯が王に朝貢する礼を六分したもの。朝覲の語はこれに由来する。

得ノ法。莊子曰、(莊子・大宗師)狶韋氏得レ之ヲ以撃テ天地。伏義得レ之ヲ以襲氣母。維斗得レ之ヲ終古不レ忒。日月得レ之ヲ終古不レ息。堪坏得レ之ヲ以襲崑崙。馮夷得レ之ヲ以遊大川。肩吾得レ之ヲ以處大山。黃帝得レ之ヲ以登天。顓頊得レ之ヲ以處玄宮。三云云。

○狶韋氏一文字以前の太古の帝王の名。○撃ぐ一提挈(ていけつ)に手に捧げて持つ。引き連れる。整え治める。○伏義一上古の伝説の帝王。庖犧・太昊(たいこう)とも。○襲一取つてわがものとする。○氣母一万物の根源。○維斗一北斗七星。こは北辰(ぼくへん)北極星か。○忒一音トク。違ふ。変わる。不忒は、衆星の綱維として千古その座を移すことがない意。○堪坏一崑崙山の神の名。○崑崙一チベット(チベット)の山岳地帯。黄河の源で玉を産出し西王母が棲むとされた。現在の崑崙山脈はタクラマカン砂漠南縁の高山帯。○馮夷一河伯。水の神。○大川一黄河。○肩吾一伝説の神仙。泰山の神となる。○黃帝一伝説の帝王。軒轅氏。鼎を荊山に鑄る。鼎が成るとき、龍が下つて迎えた。黃帝はこれに乗つて天に昇つたと伝えられる。○顓頊一黃帝の孫。高陽氏。玄帝ともいう。北方の天帝となる。

之以ノ法。禮記曰、(礼記・文王世子)慮レ之ヲ以シ大ヲ愛スルニ之ヲ以シ敬、行ニ之ヲ以レ禮、修ニ之ヲ以ニ孝養、紀スルニ之ヲ以レ義、終ニ之ヲ以レ仁。

○聖人が前代の事を記するしかたを述べる。○大一孝弟(悌)の大道。○仁一終わりを慎むこと初めのこととする。

所以ノ法。禮運曰、(礼記・礼運)祭テ於郊ニ、所ニ以定ニ天位ラ也。祀ニ社於國ニ、所ニ以列スルニ地利ラ。祖廟ノ所ニ以本ク仁也。山川ノ所ニ以償ニ鬼神也。五祀ノ所ニ以本ク事也。

○所以一いわれ・理由・手段・方法・道具・場所等の意。○郊・社一郊は夏冬に天地を祭ること。社は春秋に土地の神を祭ること。○定天位一天下が君を尊むとは礼を致すことと知るの、天位を定めることになる。○列地利一地より得た食貨の利を並べること、本に報いる礼を致すことを知る。○本仁一人君が子の礼を以て戸に事えることで、民に親に事える仁を理解させる教えとなる。○債一敬いもてなす。○五祀一春に戸の神を祀り、夏に竈の神を祀り、夏の終わりに中霽(ちゆうじゆう)に室(か)の神を祀り、秋に門を祀り、冬に行(みち)または井の神を祀る。○本事一一年中祭祀を絶やさなことを民に教える。

存乎ノ法。易係辭ニ曰、「周易・繫辭上」列ニ貴賤ヲ一者存シニ乎位ニ、齊ニ小大ヲ一者存シニ乎卦ニ、辨ニ吉凶ヲ一者存シニ乎辭ニ、憂ニ悔吝ヲ一者存シニ乎介ニ、震ニ無レ咎者存入ニ乎悔ニ。

○位一六爻の爻位の高下。○齊一正しく整える。○小大一陰卦と陽卦。○辭一卦爻の繫辭。○悔吝一災禍。○介一事の兆候を細かに弁別すること。○震一驚懼。○悔一悔悟。

莫大乎ノ法。易係辭ニ曰、「周易・繫辭上」法象ノ莫大ナルハニ乎天地ノ一、變通ノ莫大ナルハニ乎四時ノ一、縣象著明ナルハ莫大ナルハニ乎日月ノ一、崇高ノ莫大ナルハニ乎富貴ノ一、備レ物ヲ一ニニ致シ用立ニ成シ器一以爲ハ天下ノ利ヲ一、莫大ナルハニ乎聖人ノ一。云云。

○法象一天地間のすべての現象(に従うこと)。○變通一一切の生成変化。○器一形而下の物。

知所以ノ法。中庸ニ曰、則知レ所ニ以テ脩レ身ヲ。知レ所ニ以テ脩レ身ヲ、則知レ所以ヲ治レ人ヲ。知レ所ニ以テ治レ人ヲ、則知レ所ニ以テ治レ天下ノ國家ヲ一矣。

矣。法。六月ノ詩ノ序ニ曰、「詩經・小雅・南有嘉魚之什」六月「詩序」鹿鳴廢スル、則和樂缺ク矣。四牡廢、則君臣缺矣。皇皇者華廢、則忠信缺矣。棠棣廢、則兄弟缺矣。

下皆類レ此。不レ能ニ悉ク載レル。板ノ詩ニ曰、「詩經・大雅・生民之什」板ノ辭ニ之輯矣。民之治フ矣。辭ノ之懼ル矣。民之莫マル矣。此雖ニ毎ニ句ノ用ト一矣。字ヲ一而上下ノ之意相關カレ。

○鹿鳴・四牡・皇皇者華・棠棣一それぞれ詩經・小雅・鹿鳴之什の歌。○和樂一賓客と和樂する情。鹿鳴館は鹿鳴の詩に由来する。○四牡一駟馬。王事に奔走しながら家を想う情を謡う。○皇皇者華一美しい花がどこでも美しいように、変わらぬ忠誠の思いを謡う。○棠棣一棠棣(じょうてい)とも。庭梅・庭桜・朱華(はな)の類。輝くように色盛んで美しい花を兄弟の仲睦まじいことに譬える。棣鄂の情。○板一叛。上帝が正道に背くことを詠む。○辭一上帝の政令。○輯一輯睦。親しく穏やかである。○治一和らぎ樂しむ。○懼一喜ばしい。○莫一定まる。○相關一互いに關係する。意味がつながる。

大抵經傳ノ之文、有ニ相類スル者。非ニ固出ニ於踏襲ニ、實ニ理ノ之所レ在、不レ約レ而同意也。略條ニ于後ニ。則可レ推ス矣。【十三】

○不約而同一自ら契合するものがある。

詩ニ曰禮義不レ愆マ、何恤ン於人ノ言。此レ逸詩。荀子引テ今ニ之カニ云、「荀子・正名」禮義之不レ愆、何恤ン於人之言。今、左氏傳ニ載、「春秋左氏伝・閔公元年」土爲(爲作爲)頭注、稱レ諺ヲ曰、心苟モ無レ瑕、何ソ恤ン乎無レ家。詩ニ曰、「詩經・王風(大車)」謂ニ予不トレ信アラ。有レ如ナルニ。敵曰、左氏傳ニ載、公子長耳曰、「春秋左氏伝・僖公廿四年」所レ不レ與ニ舅氏一。同セ心者、有レ如ナルニ。白水。凡指物ヲ爲レ誓ヲ、語多類スル。如此詩ニ曰、「詩經・大雅・生民之什・民勞、詩經・小雅・十月之交」不レ愆ヒテ遺シテ。一老ヲ、俾レ守ニ我王。一老ヲ、俾レ屏フテ。予一人ヲ一以テ在上レ位ニ。此不レシテ約セ而同キ、一也。左氏傳ニ曰、「春秋左氏伝・昭公二年」晉韓起聘レ魯。觀ニ書於太史氏ニ、見テ易ノ象ト與ニ魯ノ春秋一曰、周禮盡ク在レ魯ニ矣。吾乃今知四周公之徳ト

與^レ三周^ノ之所^ニ以^テ王^{タル}一也。家語^ニ曰^ク孔子適^テ周^ニ。歷^テ二郊社^ノ之所^一、考^ヘ二明堂^ノ之則^ヲ、察^ス二廟朝^ノ之度^ヲ。於^テ是^ニ喟然^{トシテ}曰^ク吾乃^今知^ル四周公^ノ之聖^ヲ與^ト三周^ノ之所^ニ以^テ王^{タル}一也。此不^レシテ^レ約^セ而^レ同^キ、二也。左氏傳^ニ曰^ク、（春秋左氏伝・成公十年）晉侯疾病^{ナリ}。求^テ二醫^ヲ于^テ秦^ニ。秦伯使^シ二原文下^ニ醫緩^ヲ。原文^ニ爲^ス。原文上^レ之^ヲ醫^至ル。曰^ク疾^不可^レ爲^也。在^ニ育^{之上}。膏^ノ之下^ニ。戰國策^ニ曰^ク扁鵲見^テ秦^ノ武王^ニ。武王示^シ二此^ノ病^ヲ。扁鵲請^テ除^ク。左右^一曰^ク君^ノ之病^在二耳^ノ之前^一。目^ノ之下^ニ。此不^レシテ^レ約^セ而^レ同^キ三也。左氏傳^ニ載^ス、（春秋左氏伝・成公十八年）周子^ガ曰^ク、二三子用^レ我^ヲ今日^ニ、否^{ザル}亦^{今日}。國語^ニ載^ス、（國語・吳語）吳王^ノ曰^ク、孤^ガ之事^ル。君^ニ在^ニ今日^ニ。不^レ得^レ事^ヲ。君^ニ亦^在今日^ニ。此不^レシテ^レ約^セ而^レ同^キ四也。國語^ニ載^ス、（國語・楚語下）觀射父^曰、先王^ノ之祀^也、以^テ一純[、]二精[、]三牲[、]四時[、]五色[、]六律[、]七事[、]八種[、]九祭[、]十日[、]十二辰^ヲ、以^テ二四丁^一致^ス之^ヲ。左氏傳^ニ載^ス、（春秋左氏伝・昭公廿年）晏子^曰、先王^ノ之濟^ニ五味^一、和^ス二五聲^一、以^テ平^ニ其心^一、成^ス二其政^一也。聲^亦如^シ味^ノ。一氣[、]二體[、]三類[、]四物[、]五聲[、]六律[、]七音[、]八風[、]九歌^以相^成也。此文既^レ於^レ物^ニ協^レ數^ヲ、又^於數^ニ協^レ序^ヲ、亦^文之^工ナル者^也。此不^レシテ^レ約^セ而^レ同^キ、五也。考工記^ニ曰^ク、（周礼・冬官）柘^ヲ爲^レ上^ト。楛^次之^ニ。栗^次之^ニ。橘^次之^ニ。木瓜^次之^ニ。荊^次之^ニ。禮器^ニ曰^ク、禮時^ヲ爲^レ大^ナリト。順次^ギ之^ニ體次^ギ之^ニ。宣次^ギ之^ニ。稱次^レ之^ニ。此不^レシテ^レ約^セ而^レ同^キ、六也。

○徹日一白。○白水一清水。○誅一しのびごと。死者の德行功績をほめたたえること。○一純一純潔。○二精一玉帛。○三牲一牛・羊・豚。○四時一四季の穀物。○五色一青・黄・赤・白・黒。○六律一音階の名、黄鐘くわうしやう、大族たいぞう、姑洗くせん、蕤賓すいひん、夷則いそく、無射ぶえき、これに夾鐘けふしやう、林鐘りんしやう、大呂たいりよ、仲呂ちゆうりよを加えて十二律という（樂書要録）。律は陽声（シヤープ）。○七音一五声に變宮・變徵を加えたもの。○七事一天地民と四時の事務という。○八種一八音。金（鐘）・石（磬）・糸（琴瑟）・竹（簫笛）・匏（ほう）・笙（しやう）・瓢（ひょう）を用いた樂器。土（埴け

と）土笛・革（鼓）・木（祝）てゆく鼓ぎよ。木製の打樂器。奏樂の初め終りに使う。でつた各種の樂器。○九祭一九州（全国）の祭の奉納。○十日十二辰一十干十二支で吉日を選ぶこと。○五味一辛・酸・鹹・苦・甘の味わい。○一氣一万物の根本の力、天地の元氣。○二體一文・武という。○三類一詩經の三體である風・雅・頌を指すこと。○四物一天地が万物を育てる四つの道である易の元・亨・利・貞を指すか。あるいは礼・義・廉・恥の四維か。○五声一宮・商・角・徵（ち）・羽の五つの調子。○八風一淮南子「天文訓」に条風・明庶風・清明風・景風・涼風・閭闔風・不周風・広莫風の八つの季節風を説き、それぞれ立春・春分・立夏・夏至・立秋・秋分・立冬・冬至に当たる日に吹くとする。それに合わせて宮廷の歳事を定める。○九歌一六府三事を指すというが、未詳。楚辭に九歌と呼ぶ祭祀歌がある。○於物協數一数字が数量であるとともに序数としての役割も果たすこと。○柘一つみ・山桑。他に「つげ」あかね等の和名も見える。○楛一桑の類。○栗桑一山桑。○橘一九年母、また橘。○木瓜一ボケ。○荊一いばら・人參木。

辛 凡八條

春秋之時、王道雖微^{ナリト}、文風^ニ殄^ヘ。森羅^ノ辭翰^ニ括^ス規摹^ヲ。考^ヘ三諸^ヲ左氏^ニ、摘^テ二其英華^ヲ、別^ニ爲^ス二八體^ト、各繫^ス二本文^ヲ。一曰^ク命、婉^ニシテ^レ而當^ニ。二曰^ク誓、謹^ニシテ^レ而嚴。三曰^ク盟、約^ニシテ^レ而信。四曰^ク禱、切^ニ而慤。五曰^ク諫、和^ニシテ^レ而直。六曰^ク讓、辯^ニシテ^レ而正。七曰^ク書、達^ニシテ^レ而法。八曰^ク對、美^ニシテ^レ而敏。作者觀^レ之^ヲ、庶^ハ知^ラシ^ク古人^ノ之大全^一也。

○微一衰微、衰える。○文風一文體、スタイル。○殄一滅ぼす。○森羅一無数に並び連なる。○辭翰一文章、著述。○備括規摹一手本（範型）がすべて備わっている。○婉一婉曲、遠回りに言う。○慤一慎み深く、誠意があること。○讓一控え目に表現する文。○對一方策を述べる文。○大全一十全。完備していること。

命 周靈王命 齊侯命

春秋左氏伝・襄公十四年 王使^シ劉定公^ヲ。賜^フ二齊侯^ニ命^ヲ。原文上^ト、曰^ク昔伯舅太公右^ニ我^ガ先王^ヲ、股^ニ肱^トシテ^レ周室^ニ、師^ニ保^{タリ}萬民^ニ。世祚^{（祚）}ヒテ^ニ太師^ニ、以^テ表^ス二東海^ニ。王室^ノ之^レ不^レ壞[、]繫^レ伯舅^ノ是^レ頼^ル。

今余命^{いまわれのい}ズ、女^{なん}子^ち環^{くわん}ニ、茲^{こゝ}、率^{しつ}ガヒニ、舅^{きゆう}氏^しノ典^{てん}ニ、纂^{つぎ}テ、乃^{なん}子^ち祖^そ考^{かう}ニ、無^なレ、忝^かムル^レ。乃^{なん}、舊^{きゆう}ヲ一^い敬^{けい}レ、之^{これ}ヲ哉^や。無^なレ、廢^{はい}スル^レ。朕^{ちん}ガ命^{めい}ヲ一^い。

○周の靈王が齊から王后を迎えるために、劉夏(後の定公)を齊の靈公の許に遣わして命を伝えさせたもの。王后を迎えるには卿を遣わすならわしだったのに、大夫以下の劉夏を遣わしたので非礼とされた。○劉定公一周の家臣劉夏、定公は諡号。○伯舅一天子が異姓の諸侯に対して、また諸王が大夫の尊称として用いる語。同姓の諸侯に対する尊称は「伯父」。もと「伯舅」は母の兄、「伯父」は父の兄を指す。○太公一太公望呂尚。齊に封じられた。○師保一師傅に同じ。天子や皇太子の顧問・教育係。三公(太師・太傅・太保)・三孤(少師・少傅・少保)の係。○祚だと福祿を給う意。昨だと与える意。○表す一儀表とする。○繫一音「エイ」。発語の助字。これ(伊・是)、ただ(維・唯)。「ああ(噫)と読む場合もある。○環一齊靈公の諱。○典一定めた掟。○纂一継ぐ・継承する。○祖考一父祖・祖先。○旧一旧業。祖先の遺功。

誓 晉ノ趙簡子誓ヲ伐レ鄭ヲ。

〔春秋左氏伝・哀公二年〕日、范・中行氏反、易天明ニ、斬艾百姓ヲ、欲擅ニシテ、晉ノ國ヲ而滅サント。其十五丁、君ヲ上、寡君恃テ、鄭而保焉。今鄭爲シ不道ヲ、棄君助臣、二三子順ヒ、天明ニ、從ヒ、君命ニ、經リ、德義ヲ、除ク、二詬耻ヲ、在リ、此ノ行ニ也。克敵者、上大夫、受レ、縣マ、下大夫、受ケ、郡マ、士ハ、田十萬、庶人、工商、遂ゲ、人臣、隸圍ハ、免レン。志父無クハ、罪、君實ニ圖レ之ヲ。若其有ラバ、罪、絞縊以、戮セラレ、桐棺三寸、不レ、設ケ、屬辭〔辭作辟一頭注〕ヲ、一、素車樸馬、無シ、入^レ于兆^ニ。

○趙簡子(趙鞅)が鄭を討つ前に晋軍に誓いを立てたもの。○反易天明一天の明らかな道に背き悖る。○斬艾一殺戮。○寡君一他国の人民に対して、臣下が自国の主君を指している語。わが君。○臣一范氏・中行氏を指す。○二三子一複数の目下の者と呼ばれる語。おまえたち。○詬耻一恥辱。○十萬一十萬。百歩を一畝とする。二百里以内の行政区画を遂といつた。あるいはこの郊外の地を割り当てて住まわせる意か。○人臣・隸圍一人の家来(仲間)、隸圍は下男と馬丁。○免一放免される。○志父一趙鞅の自称。あるいは師保と通じるか。○無罪一罪が無く、天運を得て敵に勝つことを指す。○有罪一罪があつて敵に勝たない場合。○屬辟一屬婢(しよくへい)。内棺。○素車

一飾りを付けない車。○樸馬一野馬。鬣も切らない馬。○兆一墓地。先祖代々の墓。

盟 亳城北ノ盟

〔春秋左氏伝・襄公二年〕載書ニ曰、凡我同盟、母レ、瀘、年ヲ、母レ、壅、利ヲ、母レ、保、姦、母、留、レ、慝、救、二災患ヲ、恤、二禍亂ヲ、同、二好惡ヲ、獎、二王室ヲ。或、二巴、間、スル、二茲、命ヲ、司、慎、司、盟、名山、名川、羣神、羣祀、先王、先公、七姓、十二國ノ之祖、明神、殛シテ、之ヲ、俾、下、失、二其民ヲ、隊シ、命、亡シ、氏ヲ、踏、中、其國家ヲ。〔十五丁〕

○齊晋魯と鄭が亳の地で和睦したときの同盟の文。晋の范宣子が作った。○載書一盟を載せた文書。○瀘年一年穀を隠匿して他国の凶作に際して救済しないこと。瀘は積む・蓄える・貯める意。○壅利一国内の物産を占有・壅塞して他国と交易しないこと。○保姦一一国の罪人を庇護すること。○留慝一邪心・二心を抱くこと。○恤禍亂一騒乱や戦乱などの人災を憐み救う、賑恤すること。○獎一助ける、助成すること。○或一有るに同じ。○司盟一盟誓を照覧して禍福を司る天神。○司慎一司禱。人の誠心を照覧して禍福を司る天神。○同盟一盟誓を照覧して禍福を司る天神。○先公一晋の祖公たち。○七姓十二國一姫姓の魯・鄭・曹・滕、曹姓の邾・小邾、子姓の宋、姜姓の齊、己姓の莒、姒姓の杞、任姓の薛。○殛一罪を責めて殺す。○踏一音「ホク」。打ち倒す。

禱 衛蒯瞶ガ戦ヲ禱

〔春秋左氏伝・哀公二年〕日、曾孫蒯瞶、敢昭告ニ、皇祖文王、列、列作烈一頭注〕祖康叔、文祖襄公ニ。鄭勝亂從ヒ、晉午在難ニ、不能治、レ亂ヲ、使、二原文ニ、鞅、二討セ、レ之ヲ。蒯瞶不、敢自佚、二備、レ、持、二矛焉、敢告、無、絶、筋、無、折、骨、無、二面、傷、ク、マ、二、以、集、シ、テ、二大事ヲ、無、レ、作、二三、祖、ノ、差、一。大命不、敢請、一、佩玉不、敢愛、一。

○鄭を討つ前に衛の太子蒯瞶が祖靈に戦勝を祈願した文。○曾孫一子孫が先祖に対して用いる自称。○皇祖文王一衛の始祖康叔は周文王の子。○烈祖一功績の高い先祖。○文祖一文徳の高い祖先。襄公は蒯瞶の祖父。○鄭勝一鄭の声公。名勝。○乱從一叛臣に与する。○晋午一晋の定公(名午)。○鞅一前出の趙鞅。○自佚一自ら安んじる。自分だけ逃れて遊び呆ける。○備はる一教に入る、一員となる。備員。○集す一

あんじ和らげる。○大命一寿命。○佩玉不敢愛一身に佩びた玉を祖霊に捧げる意。

諫 臧哀伯諫二桓公ノ納一レ鼎。

〔春秋左氏伝・桓公二年〕 曰、君タルレ人ニ者、ニ昭ニシレ徳ヲ塞レ違、以臨、中照セント百官上、猶懼レ或、ノ失スルヲ之ヲ。故ニ昭ニシテ、二令徳ヲ一以示ス、二子孫ニ一是、〔是下有以字一頭注〕清廟茅屋、大路越席、大羹不致、柔食不滷、鬻、昭ニスル、二其儉ヲ一也。衮冕黻珽、帶裳幅舄、衡紱紼緌、昭ニスル、二其度ヲ一也。藻率單、〔單字ハ、頭注〕鞞、鞞厲游纓、昭ニスル、二其數ヲ一也。火龍黼黻、〔十六〕、昭ニスル、二其文ヲ一也。五色比象、昭ニスル、二其物ヲ一也。錫鸞和鈴、昭ニスル、二其聲ヲ一也。三辰旂旗、昭ニスル、二其明ヲ一也。夫徳儉ニシテ而有レ度、登降有レ數、文物以紀シレ之ヲ、聲明以發シレ之ヲ、以照ニ臨ス、百官ニ。百官於レ是乎、戎、〔戎作戒一頭注〕懼、シテ而不三敢易ニ紀律ヲ一。今滅シレ徳ヲ立テ、違、而實ニ其ノ路器於太廟ニ、以明ニ示ニ百官ニ。百官象ラレ之ニ、其又何ゾ誅メン焉。國家ノ之敗ハ、由テ官ノ邪ナルニ也。官之失ハ、徳ヲ寵路章ナレバ也。郟鼎在レ廟ニ、章ナルヲ孰レカ甚、カシ焉。武王克レ商ニ、遷スニ九鼎ヲ于雒邑ニ、義士猶ヲ或レ非ルヲ之ヲ。而況ヤニ昭ニセントニ、違亂ノ之路器於太廟ニ、其若レ之何。

○宋から賄賂として得た郟(かう)製の鼎を魯桓公が周公の廟に置くとうとしたのを、大夫の臧哀伯が諫めた文。「郟鼎」の二字で問題の所在を明らかにし、「昭」の字の首尾照応で文意を明確にする。気魄の籠った文章。○塞違一非違の行いを防ぎ過める。○臨照一上から臨む、君臨する。○清廟一先祖の御霊所。○大路一天を祭るときに天子の乗る車。大輅。○越席一音「クワツセキ」。蒲で編んだ席。○大羹不致一お供えの肉のスープは味をつけない。○柔食一神に供える穀物。黍稷(しよじよ)もちぎりととうろちぎひ。○鬻一穀物や米を精白する。○衮冕一天子の着物と冠。衮衣は龍の模様のある天子や三公の礼服。冕は天子から大夫まで用いる礼服用の冠。○黻珽一鞞(なめし)革で作った礼装用の膝掛けと玉製の笏(しやく)。玉笏(ぎよく)。笏は諸侯は象牙製、士大夫は竹製。○幅舄一幅は音「ヒヨク」。行際(むかはき)。鹿皮や熊皮で作った脚被い。敷物にもした。舄は沓。○衡紱一衡は冠を留める筭(そう)が。紱は冠の垂れ紐。冠の両脇に垂れる瑱(てん)

〓充耳を留める。○紼緌一紼は頸に掛ける飾り紐。緌は黒布で巻んだ方形の板で冕冠の上を被うもの。○度一尊卑のけじめ。制度。○藻率一腰に巻んだ方形の板で冕冠の上を被うもの。○鞞一鞞は頸に掛ける飾り紐。○鞞厲一鞞の鞞に垂れた玉の簾をいうか。天子は前後各十二、三公・諸侯は九、卿は七、大夫は五等の差違があつたという。○纓一馬の胸懸むながいと、これも冠の朱の組紐を指すものだろう。○數一數の違ひで身分の差を表した。○火龍黼黻一龍は衣の模様、火龍黼黻は裳の縫い取りの模様。一衣書而裳繡、為日月、星辰、山龍、華蟲、藻火、粉米、黼黻之象、凡十二章也。〔一書書〕○文一尊卑によつて模様が異なること。○五色一赤、青、黄、白、黒。○比象一物に擬えて器物に模様を描くこと。○物一物の意味を表すこと。○錫一面懸(おも)が。馬の頭に付ける鈴。○鸞一馬の鑣(くわ)の両側に付ける鈴。また天子の車に付ける鈴。○和一車の衡(むぎ)に付ける鈴。○鈴一旂(き)〔昇龍と降龍を描いた赤い旗〕の竿上に付ける鈴。○三辰旂旗一日月星を描いた旗。○明一王位を天の明に擬えるもの。○登降一身分の高下。○紀一秩序を立てて治め、威権を發揚する。○戒懼一戒め懼れること。○實一留め置く。○象一真似る。○誅一責める、咎める。○章一明らかかなこと。公然と行われること。○焉一これよりもとも読む。○九鼎一禹王が九州から銅を集めて鑄たどされる鼎。夏殷周を通じて伝国の宝とされた。○雒邑一洛陽。

讓

周ノ詹桓伯責ニ晉率テ二陰戎ヲ一伐ヲ、頌ヲ。

〔春秋左氏伝・昭公九年〕 曰、自三夏以ヒシ、二后稷ヲ一、魏・貽・芮・岐・畢、吾西土也。及テ二武王克ニレ商ニ、〔十六〕、蒲姑・商奄、吾東土也。巴・濮・楚・鄧、吾南土也。肅慎・燕・亳、吾北土也。吾何ニ邇封ヲレ有ラン。文・武・成・康ノ之建、二母弟ヲ一以蕃、二屏トスルヲ、周ニ、亦廢隊是爲ナリ。豈ニ如ニシテ、二弁髦ノ一、而因テ以敝ラヤレ之ヲ。先王居ニ禱杌ヲ于四裔ニ、以禦ニ魑魅ニ。故ニ允姓ノ之姦、居レリ于瓜州ニ。伯父惠公歸テ、自秦而誘テ以來、使、二偏下ニ我、諸姫ニ一入中、我郊甸ニ、則戎焉シテ、取シレ之ヲ。戎有バ、二中國ヲ一、誰カ(マ)レ之咎ゾヤ也。后稷封ニ殖、天下下。今戎制スレ之ヲ、不ニ亦難カラ。一乎。伯父圖レ之ヲ。我在バ、二伯父ニ一、衣服ノ之有ニ冠冕一、木水ノ之有ニ本原一、民人之有ガ、申謀主也。伯父若シ裂キ、二毀リ冠冕ヲ一、拔レ本塞レ原ヲ、專棄テハ謀主ヲ、一、雖ニ戎狄ト一、其何有リトセン、二余一人ヲ一。

○讓は責め立て、訴える文。○詹桓伯一周の景王が晋に遣わした使者。○陰戎一川

の南側、山の北側に住んでいた異民族。○類一周の領の邑。○后稷一周王朝の始祖姫
棄は舜の時代に后稷(農政官)に任ぜられた。禹の創始した夏王朝にも用いられたという
とか。「以」は「ひきあふる」とも読む。○西土一西方の領土。○邇封一近い封土。何くこ
有、で封土は遠くにまで及んで、の意。○母弟一同母弟。○蕃屏一藩屏、圍い、垣
根王室を守護するために封ぜられた諸侯。○廢隊一崩壊を防ぐこと。○弁髦一無
用の物。弁は元服に用いる黒い布の冠で、式が終われば捨て捨てる。髦は垂れ髪、子が父母に仕
える意を表した髪飾りで、父母に孝養を尽くす時に用いたものか。父母が没すれば捨て
る。○敝一破る。破れる。○構机一顛頊の子孫だから天の常道を乱す凶賊で、堯もこれ
を取り除くことができなかったが、舜はこれを他の三凶賊と合せて四裔(四方の果て。裔は
辺境)に追放し、魑魅(山中にいる化物。異民族を指す貶称か)を防がせた。○允姓之
姦一允姓を持つ凶賊。陰戎を指す。○瓜州一西方の甘肅省の州。○惠公一晋の惠公。
○諸姫一姫姓の諸国。呉・燕・晋・韓・魏・魯・鄭・衛等。○郊甸一周の都鎭京(長安)郊
外。○則一先王(晋惠公)が戎を連れてこなかったならば、の意。○封殖一農政を施
して(国土の基礎を固める)。○圖之一よく考える、計画を立てる、対策を講じる。○木水
之有本原一木や水でいえばそれぞれ根や水源があるようなものだ。○謀主一族の首
長。○何有餘一人一天子の自分を問題にしなくなる。

書 晉叔向詒鄭子產鑄三刑書

〔春秋左氏伝・昭公六年〕
事以シテ制、不レ爲ニ刑辟。懼ニ民ノ有ニ争心一也。猶不レ可ニ
禁禦一。是故三閑ハスレ之ヲ以シ義ヲ、紕スレ之ヲ以シ政ヲ、行ニ之ヲ以シ禮
ヲ、守レ之ヲ以シ信ヲ、奉ズルニ之ヲ以シ仁ヲ、制ニ爲シ禄位ヲ、以勸ニ其
從ヲ、嚴ニ斷ニ刑罰ヲ、以威ニ其淫ヲ。懼ルニ其末シキヲ一也。故ニ誨ニ之
ニ以シ忠ヲ、聳フスレ之ヲ以シ行ヲ、教ニ之ヲ以シ務ヲ、使レ之ヲ以シ和ヲ、臨
ニ之ニ以シ敬ヲ、泄ニ之ニ以シ疆ヲ、斷ズルニ之ヲ以シ剛ヲ。猶求ニ聖哲ノ之
上、明察ノ之官、忠信ノ之長、慈惠ノ之師。民於レ是乎可ニ任使ス一也、
而不レ生ニ禍亂ヲ。民知レ有ニ刑辟、則不レ忌レ於上ヲ、並ニ有ニ
争心一、以徴シテ於書ニ、而徴幸シテ以成スレ之ヲ、弗レ可レ爲ム矣。夏有ニ
亂政一、而作りニ禹刑ヲ、商有ニ亂政一、而作りニ湯刑ヲ、周有ニ亂政一、而作り
九刑ヲ。三辟ノ之興、皆叔世也。今吾子相トシテ、鄭ノ「十七」國ニ、作

封洫一、立二謗政一、制シニ參辟ヲ、鑄ルニ刑書ヲ。ニ以靖メト民ヲ、不
亦難カラ。乎。詩三曰、(詩経・周頌)我將二儀、式刑シテ文王徳ニ、日二靖二四方
一。又曰、(詩経・大雅「文王」)儀ニ刑シテ文王、萬邦作スレ乎。如レは何ノ辟之レ
有ラ。民知レニ争ノ端ヲ一矣。ニ棄テ禮ヲ、而徴サント於書ニ。雖刀之末、ニ
盡ク争ントレ之ヲ、亂獄滋ク豊ニ、賄賂並行シ、終ヘムニ子ガ之世一。鄭其レ敗
レ乎。胥聞レ之ヲ、國トキハレ亡ビント、必多ストレ制、其此ノ之謂乎。

○書一意見書。○叔向一晋の公族で平公の傅。羊舌肸(ようぜき)の字。賢人と言われ
る。楚の巫臣と鄭の夏姫の間にできた娘を妻とした。○子産一鄭の穆公の孫。姫橋の字。
紀元前五三六年、「參辟」を鼎に刻んで人民に示し、世界で初めての成文法を作ったとい
う。○詒一送る、伝える、遺す。○虞る一安心する。○制一罪の軽重を調べて裁く。
○刑辟一刑法。

對 鄭子產對晉人問二陳ノ罪一。對文多シ矣。取テ此爲レ體ト。

〔春秋左氏伝・襄公二十五年〕
我先王賴下其利ニ器用一也、與ニ其神明之後ナル也、庸テ以二元女
大姫一配ニ胡公ニ、而封ジニ諸陳ニ、以備ニ三恪ニ。則我ガ周ノ之
自出、至ニ于今ニ是レ賴ル。〔十八丁〕桓公ノ之亂、蔡人欲スレ立ント
其出ヲ。我先君莊公奉シテ五父ヲ、而立レ之ヲ。蔡人殺レ之ヲ。我又與ニ
蔡人一奉ニ戴ス厲公ヲ。至ニ於莊宣ニ、皆我ガ之自立。夏氏ノ之亂
ニ、成公播蕩ス。又我ガ之自入、君ノ所レ知ル也。今陳忘テ周ノ之大徳
ヲ、蔑シニ我大惠一、棄ニ我姻親一、介リニ恃楚ノ衆ニ、以馮ニ陵スル一我

敝邑へいいふヲ、不ズレ可カク億逞おくていス。我是われこヲ以もちテ有ありニ往年わらねんノ告つげ一、獲えニ成命せいめいヲ。則有すなはちありニ我東門わがとうもんノ之役のえき。當ルニ陳隧ちんたい一者、井堙せいえい木刊ききんル。敝邑へいいふ大ニ懼おそレ、不ズレ競而きやう耻はづかシメンコトヲ。二大姫たいきヲ。天誘てんゆうテ其衷そのあつヲ、啓ひらキニ敝邑へいいふノ心こころヲ、陳知ちんちテ其罪そのつみヲ、授さづケニ手てヲ于我われニ、用敢もちあへテ獻けんズレ功こうヲ。云云。

○晋の士莊伯(士弱)が陳を攻めて捕虜を献上してきた鄭の子産を詰問したのに対し、子産が対えた文。○虞闕父―舜の子孫。○陶正―陶工の長。○先王―周武王。鄭も姫姓なのでこう呼ぶ。○神明―帝舜。○庸―以。他に乃ち。焉んぞの用法もある。○元女―長女。○胡公―闕父の子。○三恪―三つの慎み敬うべき国。先王の子孫を封じた国。二王三恪。二王は前二代の王朝の子孫を封じて公爵の待遇をしたもの。夏の後を祀に、殷の後を宋に封じた。三恪はそれに次ぎ、黄帝の後を薊(けい)に、帝堯の後を祝に、帝舜の後を陳に封じ、諸侯より尊いとした。○頼る―周をたよりにする。○桓公之乱―陳の桓公の後継者争いで、桓公の弟五父が桓公の子を殺して陳の支配者となつたが、蔡に殺された。蔡公が甥に当たる桓公の遺児を擁立して厲公としたとき、鄭莊公は厲公を奉戴し、さらに厲公で国外に亡命していた弟の莊公・宣公を順次擁立した。○夏氏之乱―夏微舒が陳の靈公を弑逆し、一時陳の支配者となつた事件。○成公―靈公の子。夏微舒の乱の時、晋に亡命した。後に楚莊王の率いる連合軍に擁立され、成公となつた。○播蕩―流浪。○介侍―頼みとすること。○馮陵―勢いを恃んで迫り侵す。○敝邑―我国。敝は謙称。○億逞―安んじる。○往年―前年、先年。○告―来たり懇請すること。○成命―裁断。○東門之役―陳楚の連合軍による鄭城の東門の攻撃。役は役に同じ。戦いの意。○隧―道。陳の進軍の経路。○刊―木を切る。刊(せん)と混用する。○耻大姫―先祖の名を汚す意。○誘―引き起す、惹起する。○心―報復の至情。○知其罪―降参する意。○授手―引き揚げる意。○功―手柄。戦勝の報告。